

第九十四回国会 大蔵委員会 議 録 第二十九号

昭和五十六年五月十二日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 越智 伊平君

理事 小泉純一郎君

理事 伊藤 茂君

理事 島居 一雄君

相沢 英之君

今枝 敬雄君

笹山 登生君

白川 勝彦君

平泉 涉君

藤井 勝志君

森田 一君

山中 貞則君

与謝野 馨君

佐藤 親樹君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

柴田 弘君

玉置 一弥君

箕輪 幸代君

出席政府委員

大蔵政務次官 保岡 興治君

大蔵省証券局長 吉本 宏君

大蔵省銀行局長 米里 恕君

委員外の出席者

参 考 人 (金融制度調査会会長) 佐々木 直君

参 考 人 (全国銀行協会連合会会長) 村本 周三君

参 考 人 (全国地方銀行協会会長) 吉國 二郎君

参 考 人 (信託協会会長) 山口 吉雄君

参 考 人 (日本証券業協会会長) 北裏喜一郎君

参 考 人 (日本長期信用銀行取締役頭取) 吉村勘兵衛君

参 考 人 (全国相互銀行協会会長) 長谷川寛雄君

参 考 人 (全国信用金庫協会会長) 小原鐵五郎君

参 考 人 (全国信用組合中央協会会長) 鈴木 進君

参 考 人 (全国労働金庫協合理事長) 今井 一男君

大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

同(佐藤一郎君紹介)(第三九七八号)

同(佐々木義武君紹介)(第三九七九号)

同(外一件(佐藤隆君紹介)(第三九八〇号)

同(外一件(佐野嘉吉君紹介)(第三九八一号)

同(玉生孝久君紹介)(第三九八二号)

同(中村靖君紹介)(第三九八三三三)

同(西岡武夫君紹介)(第三九八四四)

同(前尾繁三郎君紹介)(第三九八五五)

同(外一件(前田正男君紹介)(第三九八六六)

同(松野幸泰君紹介)(第三九八七七)

同(森清君紹介)(第三九八八八)

同(外一件(山崎拓君紹介)(第三九八九九)

同(渡部恒三君紹介)(第三九九〇〇)

同(外九件(天野公義君紹介)(第四〇二八八)

同(石原慎太郎君紹介)(第四〇二九九)

同(嶋田利太郎君紹介)(第四〇三〇〇)

同(近藤雄雄君紹介)(第四〇三一一)

同(外一件(竹内繁一君紹介)(第四〇三二二)

同(外一件(地崎宇三郎君紹介)(第四〇三三三)

同(嶋山邦夫君紹介)(第四〇三四四)

同(外三件(堀之内久男君紹介)(第四〇三五五)

同(愛知和男君紹介)(第四〇三七七)

同(白井日出男君紹介)(第四〇三七二)

同(外一件(小此木彦三郎君紹介)(第四〇七三三)

同(外四十八件(越智通雄君紹介)(第四〇七四四)

同(亀井善之君紹介)(第四〇七五五)

同(熊川次男君紹介)(第四〇七六六)

同(高村正彦君紹介)(第四〇七七七)

同(外四件(佐藤守良君紹介)(第四〇七八八)

同(田中伊三次君紹介)(第四〇七九九)

同(塚原俊平君紹介)(第四〇八〇〇)

同(友納武人君紹介)(第四〇八一〇)

同(野呂恭一君紹介)(第四〇八二二)

同(長谷川四郎君紹介)(第四〇八三三)

同(浜野剛君紹介)(第四〇八四四)

同(外八件(箕輪登君紹介)(第四〇八五五)

同(宮下創平君紹介)(第四〇八六六)

同(白井日出男君紹介)(第四〇八六七)

同(粕谷茂君紹介)(第四〇八七八)

同(外二件(北口博君紹介)(第四〇八八九)

同(砂田重民君紹介)(第四〇九〇〇)

同(田中伊三次君紹介)(第四〇九一一)

同(外一件(林義郎君紹介)(第四〇九二二)

同(水野清君紹介)(第四〇九三三)

所得税減税の実現及び新一般消費税新設反対に

関する請願(金子満広君紹介)(第三九九九一)

パートタイムの課税最低限引き上げ等に関する

請願(金子満広君紹介)(第三九九九二)

中小企業者の事業用資産に係る生前贈与税及び

相続税の改正に関する請願(福島謙二君紹介)

(第四〇二六六)

共済年金改善に関する請願(湯山勇君紹介)(第

四〇三六六)

大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願

(角屋堅次郎君紹介)(第四〇三八七)

同(新盛辰雄君紹介)(第四〇三八八)

身体障害者に対する地方道路税免除等に関する

請願(田邊國男君紹介)(第四〇八九九)

五月九日

大型間接税率導入反対及び歳出削減に関する請願

外一件(大塚雄司君紹介)(第四一四三三)

同(外一件(大西正男君紹介)(第四一四四四)

同(外十三件(春日一幸君紹介)(第四一四五五)

同(外十五件(塩川正十郎君紹介)(第四一四六六)

同(野呂恭一君紹介)(第四一四七七)

同(外一件(水平豊彦君紹介)(第四一四八八)

同(外一件(森喜朗君紹介)(第四一四九九)

同(外二件(足立篤郎君紹介)(第四一五〇〇)

同(外六件(天野公義君紹介)(第四一五〇三)

同(木村俊夫君紹介)(第四一五〇四)



請願(正森成二君紹介)(第四一八号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

銀行法案(内閣提出第六六号)

中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)  
証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七三号)

○綿貫委員長

これより会議を開きます。  
銀行法案、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案及び銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題とし、参考人に対する質疑を行います。

本日、午前中に御出席をいただきました参考人は、金融制度調査会会長佐々木直君、全国銀行協会連合会会長村本周三君、全国地方銀行協会会長吉國二郎君、信託協会会長山口吉雄君、日本証券業協会会長北裏喜一郎君の各位であります。

この際、参考人各位に一言申し上げます。  
本日は、御多用中のところ、本委員会に御出席をいただきましたことにありがとうございます。参考人各位には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いいたします。

なお、御意見は、委員からの質疑にお答えを願うことにいたします。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大島弘君。

○大島委員 参考人の皆様には、御多用中のところ、第一類第五号 大蔵委員会議録第二十九号 昭和五十六年五月十二日

ろ、当委員会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。私の持ち時間は五十五分というきわめて短時間でございまして、質疑に對しましてはできるだけ簡潔にお答えいただきたくというふうに思っています。

まず第一の質問でございすけれども、四年間にわたる研究の末、結局銀行法全面改正というところが、いま当委員会に諮られておられるわけですが、一体この全面的改正というのは何だったのでしょうか。四年間の長い歳月を費やしてようやく上程された。しかしその結果は何だったのだろうか。たとえば私によりますと、週休二日制あるいはデイスクロージャー、これは非常に結構なことではございます。しかし、週休二日制というのは何もしないままの全面的改正に關連するところではなく、一部改正でいいのじゃないか。それからデイスクロージャー、これは現在商法の規定によって有価証券報告書というのを義務づけられている。何も全面的改正の必要はないのじゃないか。それから一番問題の窓販、ディールング、これだつて昭和三年の銀行局長通達で付随業務に加えられている。こういう点で何も全面的改正をする必要はないのじゃないか。またその結果は何であつたのかということ、金融制度調査会長の佐々木さんからお答えいただきたいと思ひます。

○佐々木参考人 金融制度調査会で銀行法に関する検討を始めたのは、大蔵大臣の諮問を昭和五十年の春にいただいたからでございます。大蔵大臣から金融制度調査会にそういう諮問がありまして、背景がどういふものであつたかということにつきましては、私直接はその背景については伺っておりませんけれども、現行銀行法というものは昭和二年につくられましたもので、ちょうど五十年たつておる。しかも第一次オイルショックをきっかけにいたしました。企業、特にまた企業と縁の深い金融機関のあり方というものについて世にいろいろ議論が行われるようになってきた、そういうようなことが背景にあつたのではないかと推測いたしております。そういう意味で、五十年たつた法律の全面的な見直しということで検討を始めましたが、そのことは五十年という年月の経過を考えますと、一つのきっかけでいい時期であつたかと思ひます。そういう意味で新しい時代にふさわしいものに衣がえをした、そういう意味には十分あつたように私は考えております。

○大島委員 そうしますと、五十年たつて五十年目がちょうどいい時期だということだけの問題でございすか。つまり、もっと実質的にどういふ意味があつたか、結果は何であつたかということをお答えいただきたいと思ひます。

○佐々木参考人 実質的には、まず第一に、銀行というものの目的が何であるかということをはつきりうたつたということが一つの大事な点だつたと思ひます。それからいま御指摘がございました国債の窓口販売の問題も、法律としてはいままではつきりしたことが触れられておりませんでしたので、そういう点についてもはつきりした条文をつくるようにしていただくということ、それからいままで内容の公示も行われておりましたけれども、しかしそれは金融機関としての特質をあらわしたものではありません。そういう点についての注意喚起ということも必要であるというふうに考えられました。それからまた在日外銀の問題、またいまお話がございました週休二日制の問題、それに対する条文の対応を改める、こういう点はそれぞれ五十年の間にいろいろ環境が変わつてきた中で必要な体制の整備であつた、こう考えております。

○大島委員 しかし、それならば一部改正でいいのですか。

○佐々木参考人 いろいろ考え方もあらうかと思ひますけれども、いまのように相当大事な問題点が六つ、七つございす。そういう点から考えますと、やはり五十年もたつたことでもございすし、全部改める方がよかつたのではないかと、いまでも私はそう考えております。

○大島委員 それでは、それに関連してお伺いたしますけれども、五十年目の大改正ということであ

るならば、将来の日本の金融制度のあり方、それから資本市場、金融資本市場の国際化、こういうような大きな問題、つまり長期的展望に法案自体は対応されておりますか。

○佐々木参考人 四年間、もうずいぶん長い間かつたわけではございますが、その初めの部分の約一年近くは、現在の日本の経済状態がどうであるか、金融機関がどういふことに現実に向ひておるか、それから今後どういふふうになるであろうかというふうなことに對しての検討を非常に細かくやりました。それによりまして時間が相当たつたわけではございます。そういうことを背景にいたしまして答申をまとめたのでございすから、その答申の背景には今後の日本経済、国際経済の推移というものはわれわれとしてはできるだけ努力して織り込んだつもりでおります。

○大島委員 細かい点につきましては後ほどお伺ひします。

全銀協の会長の村本参考人にお伺ひしたいのですが、総論的に今回の改正案についてどう思われますか。

○村本参考人 私もただいまの佐々木参考人のお考えと格別異なつておるわけではございせん。ただ総論的に申し上げますと、昭和五十年、当時の銀行法を改正しようかという経緯に關しましては、竹本先生その他よく御存じの方が大ぜいらつしやるわけではございす。あつた経済環境の激変の中で昭和二年にできた法律というものをもう一遍考え直してみよう、それは私もはまことに時宜を得たことである。しかも確かにおつしやるように一部改正すつて済むこともあつたかもしれませんが、昔の銀行法の文句は見るからに古めかしい文句でございすから、あつた文句で一部改正するということも適當ではない。そういう意味におきまして今度の銀行法改正はまことに時宜を得たものであつた、かように考えております。

○大島委員 全銀協といふと都銀、長信銀、地銀、信託、こういうところを含めておられる会長の職でございすので、もう一度改めて聞きます

すが、一勘ではなくて全銀協の会長として今回の案に賛成ですか、それとも異議がございますか。

○村本参考人 私どもは、今回の金融制度調査会の御答申並びに今回の法律の案がござます過程におきまして、いろいろ希望を申し上げました。その希望は、聞き入れていただいたところもあり、残念ながら聞き入れを願えなかった面もございます。しかし、われわれはこの法律によって規制を受ける側の人間でございますから、行政府で案をお立てになり、それを立法府がお決めになったことは、私ども善良なる国民としてこれに従うという所存でございます。

○大島委員 参考人の各位に申し上げますけれども、きょうは監督官庁の銀行局は来ておりませんので、銀行局長と証券局長に遠慮せずに答えていただきますと思うのです。

いま、残念ながら聞き入れられなかったところがあるとおっしゃいましたが、具体的にどこですか。

○村本参考人 細かい点はいろいろございますけれども、一番大きな点は普通銀行の証券業務に関する規定の点でございます。

○大島委員 それでは、立場を逆にいたしました証券業協会の会長にお伺いしたいと思うのですが、総論的にいかがですか。

○北真参考人 ちょっと足を壊しておりますのでゆっくりさせていただきます。

いまの先生の御質問でございますけれども、村本さんとうらはらになる議論の経過がございましたけれども、証券界としては、四十一年以来でずっと努力してまいりました。そのために個人消化につきましては従来以上に非常に自信を持っておりますのが現状でございます。その点は、この法案の過程では非常にわれわれ主張したところでございますので、不満だと申された村本さんとやや違った見解を申したのでございます。

また今後も、証券界としても挙げてこれに取り組みうという姿勢は変わっておりません。いまのところ、御承知のとおり私どもは先行している点

が業者の中でもございますが、今日では、大量発行は、よく考えてみたら五十二年、五十三年でございますから、全業界を挙げてやるという姿勢はまさにいま整いつつあるというようにお考え願いたいと思います。

特に申し上げたいのは、これは大蔵省の中期展望を資料にいたしておりますけれども、昭和六十年に比べて、発行額と償還額を、つまり国全体としてどのくらい新しい資金が要るかどうかを考えると、ネットでは実は三兆五千億なんです。ことし、五十六年度に議論いたしておりますのが約一兆でございますから、三分の一弱である、非常に少なくなっております。というように、これは中期展望によっておりますので、すでに発表されております。しかし、今後個人金融資産は、これも推定でございますけれども、恐らく年間三十兆ないし四十兆ずつふえていくだろうと思っておりますので、私自身としては、もし将来赤字国債でも大量に発行せんならぬというふうな状態がありとすれば別として、ないとなれば、赤字国債は無論のこと償還されますが、建設国債を含めてだんだん減ってくるものだ、そういう見通しを持っております。そういうことから言いますと、赤字国債の償還金を含めて恐らく借換債も新規発行国債の購入に向かつていくのじゃないか、こう考えておるわけです。

そういうようなことを考えますと、まずは、民間からの新しい資金が非常に減るということを考えておるわけです。

○大島委員 ちょっと途中で申し上げますけれども、後ほどまた詳しいことをお伺いしますが、この法案自体に対して総論的にどう思われるかということに対して、銀行法案に対して証券業界として、つまり、野村証券の会長じゃなくて証券業協会としてこの銀行法の改正の受けとめ方だけをお聞きしたい。つまり、賛成であるとか、不満であるとか、残念ながらとか、そういう点を聞かしていただきたいのです。

○北真参考人 まず先に、先生のお言葉どおり、残念ながらすべての主張が入れられたとは思っておりません。しかし、御承知のとおり、まず証券取引法による三原則というもので、ある程度公共債に限るということでありまして、ぎりぎり、実は村本さんと同じように、残念ではあるがまず了承した、こういうことであります。

○大島委員 わかりました。

金融制度調査会にお伺いしたいのです。昭和三年の銀行局長通達ですね、つまり付随業務に含む、これは調査会ではどういふふうに議論されたのですか。昭和三年、銀行局長通達に、銀行に付随する業務として証券業、こういうふうな議論されているのですが、これらについての金融制度調査会の審議。つまり、もう昭和三年通達で、普通銀行は付随業務として当然でござるんだ、そういうのがあつたのかかわらず、それを今何かわざわざ法改正して、いわゆる証券三原則ですね、証券法の認可を要する。なぜですか。この昭和三年の通達と関連しましてどういふ点で審議されたのですか。これがあれば十分じゃないか。

○佐々木参考人 ただいまの点、細かい審議の過程はただいま私記憶いたしておりますけれども、実はいまの昭和三年の通達がございましてから後も、現実には窓口販売というものをやっておらなかったわけでございます。それで、われわれといたしましては、現在の銀行法の解釈を基礎といたしまして、この法改正の機会に物事をはっきりしておく必要がある、ことに、いまのようにたゞさんの国債が発行されて、その消化について金融機関も非常に苦労しておるというふうな実情でございまして、そういうことから、今度の機会に問題をはっきりしようということ、今答申の言葉ではこの問題について前向きに書いてございまして、ただ、これについては行政当局が関係の人たちの間で適当に話を調整してほしい、要するに利害の対立があることはそのときにもうわかっておりましたから、その点を行政当局の調整にゆだねたというのが調査会の答申でござい

した。

○大島委員 そうしますと、はっきりするために規定した。つまり、昭和三年の銀行局長通達には、銀行は付随業務として証券業を営むことができると書かれているのに今回あえて入るのは、それをはっきりさせたということでございますか。

○佐々木参考人 それの実行の場合の段取りを法律上ははっきりさせた、こういうことでござい

○大島委員 全銀協の会長と証券業協会の会長に、次の点について簡潔にお答えいただきたいと思うのです。

証券三原則、つまり、公共債に限定する、証券法の認可を要する、制度と実施の間に時期を置く、この証券三原則についてどういふふうに思われますか。

○村本参考人 全銀協といたしましては、従来の解釈上証券三原則には反対でございます。ただ、現在の証券取引法がございまして、六十五条において公共債に限定されておるといふことは承知をいたしております。ただ、それに応ずる銀行法上の規定はできていなかったように思います。

それから三原則の二番目は、証券法上の認可を要するというところでございまして、私どもは銀行法によりまして不特定多数を相手とする銀行業の免許をいただいております。それはそれだけの資格審査をしていただいた上でいただいておりますのでござい

ますから、私どもが日本で一番確実と思われる公共債を販売するにつきましてはまた新しく認可をいただくように制度ができる必要はないというのが私どもの見解でございます。

三番目の、認可と実施は別であるというのは、私どもは法律の常識には余りなじまないことだと思ひまして、法律というのはやはり実施というところを前提としておやりになるたてまえと思っておりますので、銀行協会といたしましてはこの三原則には反対でございます。

○大島委員 証券業協会の会長にお伺いいたしますが、よくこういうことを言われているわけ

す。証券業界には一本のマンモス煙突がある、これは野村証券です。あと三本のふる屋の煙突がある、これはほかの三証券。それからその他はもう雑草にすぎない。こういう証券業界の実情でございますので、ただいまから野村証券という立場じやなくて証券業協会という立場でいま村本参考人が言われた点について恐らく反論かも知、賛成もしれません、お答えいただきたいと思ひます。

○北島参考人 いまのお答えを申し上げます。証券界としては実は終戦後、特に国債が発行されました四十一、二年ころ、その販売網整備その他についていふん意を払ってききました。特に先ほど申しましたように五十年以降、特に五十二年、五十三年という時期は大量発行した。そのため人とかあるいは設備とかを大いにき込んでいたわけです。

それから、それをできるところから始めるという意味で私も大中小というところで先行が確かにあります。しかし、この証券業の仕事は、無論株式ありまされども、社公債含めたものが大きな柱でございます。それを中立的に価格を形成し中間的な役割を果たすというのがわれわれの本職でございます。そこへ入るということについては、公共債といえども非常に反対してきておるわけでございます。そこで、三原則で証券業を不特定多数の人に対して営業として銀行がやるということに決められる場合はやはり証券取引法で認可してもらいたいという三原則であろうと思ひます。

それから実施の時期については、そういうことを含めて、先ほど冒頭に申し上げましたように私自身としては、業界自身ですけれども、恐らく国債消化についてはいま皆さん、われわれ含めて非常に困難ではあると言ひながらそうではないと思ひております。そういう意味では証券界自身でもやれるという自信を持っておるわけです。たとえば、昨年ですけれども公募債で市中消化は十兆二千五百九十億ぐらいございました。その中でわれわれ三兆九千億やつておるわけです。そうしま

すと、六十年にもし仮に三兆五千億で済むことになれば証券界で全部やれるという意識を持てているわけですね。しかも、いま言われましたように業界全体が全部で二百五十五社ありますけれども、すべてその方向に向いております。

ただ先生にお考え願ひたいのは、国債消化についてわざと三、四年のことでございます。準備期間ができることとできぬところもありましたけれども、これについてはようやくそれが体制を整えつつある、こういう時期でございます。その点を御了承願ひたいと思ひます。

○大島委員 いま証券業協会の会長は銀行を煩わさなくても証券界だけで十分消化できるんだ、こう言われましたので、これは後ほど各銀行関係の方々にお伺ひしたいと思ひます。

それでは観点を交えて大口融資規制につきましてお伺ひしたいのですが、金融制度調査会長にお伺ひしますけれども、大口融資規制は各銀行に対して原則として平等であるのかかわらず銀行は二、信託は三それから外銀が四、こういう割合になつておるのはどういう根拠からこういう割合にしたわけでございますか。(発言する者あり)いや、金融制度調査会の論議の過程を聞きたいと言つてゐるのです。これは論議になつたかならなかつたかということですね。

○佐々木参考人 現に二、三、四の割合で実行されておりますので、その数字自身については金融制度調査会の席上では特に突込んだ議論はございませんでした。問題はそれをやることの法的な基礎をはつきりさせるということの議論でございます。

○大島委員 それではそれに関しまして二、三、四の割合について各金融機関はどう思ふか、全銀協会長さんそれから信託協会会長さんお答えいただきたいと思ひます。

○村本参考人 お答えいたします。大島先生の御質問は全銀協にとつて一番痛いとこを突いておられるのでございます。つまり、全銀協の中には普通銀行それから長期

信用銀行、信託銀行、外国為替専門銀行というようにいろいろな業態がございます。それぞれの業態に応じてこの問題についての意見は異なつていふと思ひます。したがひまして、ここで全銀協としての意見を言われまますとかなかなかむづかしいのでございますが、きょうは参考人としていろいろな業態の方々も見えており、またお見えになるようにうかがつておりますので、普通銀行としての考えを申せということであればお答えいたしますと存じます。

○大島委員 大蔵次官をされた吉國大先輩にこの二、三、四の割合はどう受けとめたか、ちよつとお答えいただきたいと思ひます。

○吉國参考人 私もこの二、三、四の割合がいかなる理由で決められたか、実はよく存じてはおりませんけれども、それぞれの業種の業法のあり方と申しますか、そういうものに対応して差別がつけられてゐるんだと理解しておりますけれども、地方銀行といつたしましては従来どおり普通銀行に對しての二〇〇という規制、これは妥当なものだという考え方で、それに従つて実行してまいっております。

○大島委員 信託協会会長さんはいかがですか。

○山口参考人 先ほどお話がございましたように金融制度調査会の答申にも銀行の健全性の確保それから適正な配分ということを踏まえて各種金融機関の経営の特色に対応した割合を定めるというようなことが明確に述べられております。私どもも信託銀行といつたしましては以下の三つの意味合からこの比率が設けられてしかるべきではないかというふうに考えております。

その一つは、長期金融専門機関といつたしまして長期資金の安定供給という役割を私どもが担つておりますから、このためにも債権の累積ということが一つ信託銀行の場合には出てまいるわけでございます。第二には、信託銀行と申しますと、店舗網が極端に少ないということによりまして、比較的少数のものに集中するという傾向がございます。第三には、御承知のとおりでございますが、

法律上信託資金と申しますものは固有勘定から分けまして、固有財産と分割して安全確実な運用を行うというふうな義務づけられております。

こういうふうな特殊性を勘案されまして、命令によりまして過去六六年間余りこの制度が定着しておりますので、ぜひひとつこういう規制比率の業態間の格差が維持されてしかるべきであるというふうに考えております。

○大島委員 大口融資規制の二、三、四の割合については、普通銀行としては余り好ましくない、しかし信託銀行としてはおおむね満足だということに理解いたしましたので、次の質問に入りたいと思ひます。

ディスクロージャー、いわゆるディスクロージャでございますけれども、このディスクロージャーの改正規定とそれから商法上有価証券の提出義務がございますが、こういうことについて、きょうは政府委員じゃないのです、参考人でございまして、金融制度調査会長、その論議の過程で、商法の規定で有価証券提出義務が定められてゐるにかかわらず、今回ディスクロージャー制度を新たに規定したといういきさつを説明していただきたいと思ひます。どういふ点が問題になつたか、特に商法との関連をお伺ひしたいと思ひます。

○佐々木参考人 金融制度調査会の席上での議論がこの問題について行われましたのは、金融機関というものは一般の企業に比べてその活動というものが国民一般に非常に密接な関係を持つておるということから、取引先、預金者というもののに対して銀行の活動を一般企業以上に理解してもらわなければならぬ、こういう考え方でこのディスクロージャーの問題が議論されました。したがひまして、それはできるだけ金融機関の自発的な行動としてディスクロージャーが行われることが望ましい、そういう基調での議論でございました。

○大島委員 このディスクロージャーの制度につきまして、全銀協の会長の御意見を伺ひたいと思ひます。

○村本参考人 お答え申し上げます。

実は、昭和五十一年の初めに私どもとバンク・オブ・アメリカとが共同に出資をしております。国際金融会社の取締役会がナッソーでございます。私どもに参りましたときにバンク・オブ・アメリカのバン・ブリアデン上席副頭取から、現在自分の執務時間を一番多く占領して居るのはディスクロージャーの問題であるというふうな伺いまして、これは御承知のようにバンク・オブ・アメリカでは、外部的ないろいろな騒動をこうむつたりいたしましたので、この問題を問題意識として非常に強く取り上げたのであらうと思いますが、私もそういうことを認識してまいつたわけでございます。

私どもの銀行のことを申し上げては恐縮でございますが、私どもも昭和四十六年に合併して創立をいたしました以来、今回の金融制度調査会の御答申にありまうように、銀行の公共性というものをいかに守つておるか、また社会的責任をいかに守つておるかということは、常に銀行として外に對して申し上げなければいぬという考えを持っております。四十七年から毎年一回、いわばディスクロージャーというものに近いようなことを発表いたしましたまいっております。

バンク・オブ・アメリカのディスクロージャー項目は七十でございますが、金融制度調査会の御示唆をいただいたのはたしか五十三、私どもが公開しておりますのは三十七でございます。

私ども、現在バンク・オブ・アメリカほどにやるべきだ、あるいはやつた方がいいとは考えておりませんが、考え方をいたしまして、金融制度調査会の御答申にあるような意味でディスクロージャーというものが証取法あるいは商法の規定とまた別に必要であるということに、私どもも同感でございます。

○大島委員 バンク・オブ・アメリカとかあるいは一勘とか、こういう非常に体質の強い銀行ならばそれはそうかもしれないけれども、それではこの点につきまして吉國参考人はどう思われますか。

○吉國参考人 ただいま全銀協の会長から申されましたが、現在ディスクロージャーといえば、商法の規定それから証券取引法の規定もあるわけでございます。その上にさらにディスクロージャーが必要かどうかという問題があると思つたけれども、やはりそれぞれ法律の目的が違つたように私は思うのでございまして、商法は主として債権者保護という立場で経理内容を公開させる、それから証券取引法は投資者の保護、投資者の投資選択ということに資するために幅広くやる、こういう考え方だと思つたけれども、私どものようなことに地方銀行の場合は、地域の経済と密接に関連をいたしておりますし、さらに地域の住民の生活にも関連をいたしておりますので、銀行の活動というものをできるだけ理解をしていただくということが銀行の将来地域との結びつきをさらによくすることに大変必要なことであるというふうな考えをしております。実は当行のことを申し上げては恐縮でございますけれども、四十八年以来当行といたしましては、営業報告書もできるだけわかりやすいものに直しましたし、そのほか当行の内容につきましても一種のディスクロージャーをやつてまいりました。いまお話がございましたが、細かいところまで数えますと、当行では五十八項目ぐらゐの、いわば地域内における融資比率であるとか中小企業比率であるとか、こういったものを開示してまいつたわけでございます。

そういう意味では、私はやはりそれぞれ地域と申しますか、地方銀行のように特定の地域に集中して仕事をしているところでは特にこのディスクロージャー的なものが必要ではないだらうかというふうな考えをしておりますが、同時に、それぞれ地域によって金融のあり方も違いますので、今回のように訓示規定にいたしましたので、それぞれ工夫をこらして特色のあるものをつくるというやり方も確かに一つの考え方であるというふうに考えております。

○大島委員 ディスクロージャーについて信託銀行七行いかにがが考えですか。

○山口参考人 先ほど来お話がございましたように、信託銀行と申しましても銀行法のもとに営業をしております。銀行は広く社会全般とかかわりが深いわけでございますので、その活動状況につきましては一般の理解を得る必要がございますから、従来信託銀行といたしましてもディスクロージャーについてはそれぞれに工夫を重ねてまいっておりますが、今後とも積極的に対処していきたいというふうに考えております。

なお、信託財産につきましては、これは私どもの財産でなく顧客の財産でございますので、従来特に法上ディスクローズを求められておりませんけれども、新法におきましてもその事情は同様であるというふうに理解をしておりますが、しかしながら、信託銀行という専門金融機関としての活動を一般に広く理解を求めていくためにはいろいろと積極的な私ども工夫をこらして、従来も信託財産残高表は公表、公告、ディスクローズしておりますが、さらに工夫を図つていきたいというふうに考えております。

○大島委員 ディスクロージャーについての質疑はこれで終わりますが、いづれにしても預金者保護という観点あるいは選択の自由という観点からひとつ今後一層御努力をお願いしたいと思つた。次に、週休二日制の問題に入りたいと思つた。

ヨーロッパ労働者に比べてはるかに労働時間が多い日本労働者、これはもう当然私は週休二日制は大賛成でございます。また党としてもそういう方向で進んでいるわけでございますけれども、この週休二日制、土、日休日ということとはやはり銀行法の改正が大きな意味を持つということでございますけれども、この週休二日制についてどう考えるのか、全銀協の会長からまずお答えいただきたいと思います。

○村本参考人 お答え申し上げます。

私、実は昭和五十二年に前回全銀協の会長を務めまして、そのときも大蔵委員会におきまして

山田先生初めいろいろな先生方と週休二日制の問題をお話いたしましたのでございまして、全銀協といたしましては週休二日制に賛成でございます。ただ、全銀協がこれを行つたにつきましては社会的コンセンサスを果たした上でやらなくてはならない、かように考えておるのが現状でございます。

今回の銀行法の改正は、従来の銀行法でございますとそこそこひかかつてどうしていいけなかつた一つの壁が取り除かれた、こういう意味において前進であると評価をいたしておる次第でございます。

○大島委員 銀行は現行法がある以上土曜日は休むわけにいかないのですが、この点につきまして証券業協会はどうか考えているのですか。

○北裏参考人 まず先生の御質問に答えますが、証券界としましては、いままでは銀行が休めばというふうなことを議論をしておりましたけれども、実際はまだ結論はついてないというのが真相です。というのは、御承知のとおりわれわれの協会に加盟しておりますのは二百五十五社大中小ありまして、意見が必ずしもまとまらなかつた。ただし、世の中といえますか世界といえますか、そういう趨勢上社会的に銀行も休み取引所も休みというところになればそれに順応するだらうとは思つたけれども、現在はまだ全部統一した意見はできておりません。あるところは休むべきだという意見も多し、逆にそうばかりも言えないという意見もございまして、これはいづれ統一しなければいかぬと私は思つております。

○大島委員 証券業界は大体土曜日休日なんです。それとも営業しているんですか。

○北裏参考人 一月のうち一日土曜日は取引所も休み、全部業界が休みでございます。他は休みではありませんが、取引所も休みになりません、われわれも休みになりませんが、交代制のような形で実質的に休む人もあり、営業はやつておりますけれども必ずしもすべて出社しているというわけでもございません。その点は現在の銀行もそうではないかと思つた。

○大島委員 週休二日制は、もちろん私個人としてまでもまた党としてまでも前向きにやらなくちゃならぬと思っております。また金融機関の労働組合の諸君からも強い要請がありますので、これはぜひとも実現させていただきたい。これこそ皆さん方が一致してやればはかの企業はおのずからそうなります。どうかこの点だけをぜひともひとつ実現していただきたい。

それから、もう時間がございせんので最後でございませうけれども、監督規定の改正が行われましたが、これについて金融制度調査会会長の御意見はいかがでございますか。

○佐々木参考人 実は金融制度調査会での議論のときに、この全体の改正を機会に、いままで行政指導という形で行われておりました行政当局のいろいろな監督を、できるだけその根拠を法律にのっとり示す必要があるんじゃないかという意見がございました。そういうことで金融制度調査会の小委員会の答申には、そういう趣旨のいままで現にやっておりますことの明文化と申しましようか、そういうものが出ておったわけでございませう。それが今度最後の案とまじりました法案では前の姿に戻っております部分がございます。しかしわれわれとしては、現実に行われていること自身についてはそれを是としておりまして、その取り扱い方が法律にどの程度出るといふことにつきましては、特に本旨に反しない限りにおいては許容できるものだ、こういうふうと考えております。

○大島委員 今回の監督規定につきまして、全銀協の会長、御意見を伺わしていただきたいと思っております。

○村本参考人 お答えいたします。

私どもは大変国民の多くの方々に関係する公共性のある仕事の免許を受けておりますので、いわば非常に社会的責任が強いものでございませうから、最小限の監督規定、それに基づく監督というものは必要である、かように考えております。ただ、民間の活力を大いに発揮させるといふ意味に

おきましては、監督規定が余りに縛り過ぎますとかえってそういう本旨に背くことに相なる、こういうふうな考えをしております。

○大島委員 あと五分余りしか時間がございせんので、最後にこの問題にお答えいただきたいと思っております。全銀協の会長、地銀協の会長、信託協会の会長さんそれぞれお伺いしたいと思っております。

先ほど北裏参考人が、昭和六十年度の借換債が本格的に始まるような場合においても国債は証券業界だけで十分消化できる、極端に言えば銀行に入ってもわなくてもいいんだ、こういう注目すべき御意見が出されたわけでございませうけれども、これについての反論といえますか、どういふふうにお考えでございますか、まず全銀協の会長からお伺いしたいと思います。

○村本参考人 お答えいたします。

先ほど北裏参考人からいただいた大島先生から御指摘のような見解が述べられたわけでございませう。証券業界としてはみずから頼むと申しませうか、さようなお気持ちであることは御無理はないと思っておりますけれども、私ども、もう少しスモールに昭和六十年度以降の借換債の残高、金額、したがって年度年度にどれだけの国債を発行しなければならぬかというのを考えますと、銀行、証券相携えて消化に努力しなければいけない額であろうと存じます。またそれは、本来の面であります国民の必要にどう対応するだろうかという面から見ましても、このところ国民の金利嗜好に対する意欲は非常に高まっております。したがって金融資産を多様化しようという意欲も高まっております。そういう国民の必要にこたえるためにも、証券会社に行っても銀行に行っても公共債が買えるという体制の方がいい、私どもはかように考えておる次第でございませう。

○大島委員 吉國参考人、いかがですか。

○吉國参考人 私いま全銀協会長が言われたと同意見でございます。昭和六十年度に国債の新規発行、借換債の発行がどれくらいになるかというの

はなかなかむずかしい問題ではございますけれども、いずれにいたしましてもかなりの額になる、これはもう常識だと思っておりますので、できるだけ広い範囲で国民の消化を促進することが必要であらうというふうに考えております。

○大島委員 信託協会の会長、いかがですか。

○山口参考人 私も全銀協会長の御意見と同じでございませうが、信託銀行といたしましては、信託会社以来、信託業務の一環として幅広く証券に関する業務を取り扱ってまいっております。また年金、資産の受託者の立場から、機関投資家としての役割が大きいという事実もございませう。そういう点から見ましても私どもの信託銀行は証券市場との深い関係がありますので、特に三原則の証券業務に関連業務を通じて顧客のニーズに応じておりますので、証券会社と相互補完という意味合いからも窓口を広げるということとはぜひ必要ではないか。特にまた、信託銀行といたしましてはこの業務につきましては自信を持っておりますというのを申し上げさせていただきます。

○大島委員 大田都銀、地銀、信託各行は、いまの北裏参考人の御意見に対してはもっと窓口を広げ、広げてしかるべきじゃないかというふうな言っているわけですが、最後にこの点について北裏参考人からお答えいただきたい。

○北裏参考人 ここ数年、実はそれで論議を重ねておったのだらうと思っております。私は借りがえは案だとは申しないわけでありませう、なかなか困難な事情と思っております。借りかえには触れておりませうけれども、利払いを含めた国債費についても、これは新しい資金でなしに、資金散布あるいは資金量は変わらぬわけですね。私が言うことは、われわれ自身でやれるということにお聞きくださいましたようでありませうが、非常にありがたいわけでありませうけれども、必ずしもそう申しわけではなしに、やや少なくなるといふことを申しわけでございます。

それから、先生の御質問とちょっと外れるかも知れませんが、最後でございますからもう一つ

け加えさせてもらいますと、銀行と一緒にやるということについては、この際はある意味では厚みが増すということは当然でしょう。しかしながら、個人消化に関する限りはそれほどマクロ的にふえるということはないと思っております。証券市場で売るのが減るかもしれませんが、その分は銀行でふえるかもしれません。しかし、全体としてマクロ的に急激にふえるということとは考えられないのです。やはりこれは徐々に、個人金融資産の伸びとともにふえるというのが一番いいと思っております。といまいますのは、私どもは後の価格形成、市場を預かっておりますから、急激にふえることは必ずしもいいと思いませんし、事実ふえないと思っております。これだけは申し添えておきます。

○大島委員 ちょうど時間が参りましたのでこれで終わりますけれども、週休二日制、ディスクロージャーの徹底というふうなことににつきまして参考人の各位にはより一層御努力いただきたいというふうに希望いたしますので、交代いたします。

きょうはありがとうございました。

○綿貫委員長 堀田君。

○堀田委員 本日は、お忙しい中を御出席をいただきました。銀行法については、一昨年の十二月二十六日に大蔵委員会金融小委員会を開かしていただきました。佐々木金融制度調査会長に御出席をいただいで論議を始めていただきました。明日衆議院の委員会を議する予定になりました。佐々木調査会長には大変長い間御苦勞さまでございませう。

それで、最後に締めくくりに意味でちょっとお伺いしたいのでありますが、五十年の歳月が過ぎました銀行法が新しくなったわけでありませうけれども、私は率直に言いますと、大山鳴動してネズミ一匹と申しますか、五十年ぶりとしてはそれほどのものではなかったという気がいたします。大事なことは、五十年銀行法が動かなかったという方に問題があるわけでありまして、これからの客観情勢というものは、過去の五十年に比べ

で、五年が五十年に当たるかも知れませんし、あるいは十年が五十年に当たるかも知れない、こういうことだと思えます。ですからそういう意味では、いまの銀行法というものは何かできたら三十年、五十年の法律だなどという議論もあるようでありますが、とんでもない、法律というものは客観的な情勢に基づいて国民の期待にこたえて変更されるべきであって、業界のために動かすものではない、こう私は考えております。残念ながら今度の銀行法の問題については、私も一般的に新聞で承知をしておる限りでは、国民不在の業界間におけるいろいろな論議が高まって、そのことは国民の側から見れば大変残念なことだったろうというふうに私も感じておるわけでござい

ます。そういう背景をもとにして調査会長に一言だけ伺いたのですが、いまの金融問題で非常に重要なのは、公的金融と民間金融の関係という問題がいまいろいろな形で問われておると思えます。私は、これはそうむずかしいことではなくて、きちんと整理さえすれば問題は処理できるのではないかと考えておりますが、過去のいろいろな沿革からかなり物が入りまじったかっこうになっておる。ですからそういう意味では、私はここの二月十日の大蔵委員会以来公的金融のあり方、それに伴う民間の対応のあり方という問題の議論をしてまいったのでありますが、今後の公的金融と民間金融のあり方について佐々木調査会長から一言お答えをいただければと思います。

○佐々木参考人 たいだいま非常に大きな問題につきまして御質問がありまして、私もすぐ考えをまとめるゆとりもございませんが、私が公的金融として金融の問題についてかねがね考えておりますことは、昭和四十年以来国債がこれだけ急速に多額に発行されるようになりまして、公的金融のあり方というものはいままでと非常に変わってきつ

に調節をしていくかという問題は、それが民間金融にある意味では制限的な影響も及ぼしておりますので非常に大事な点だと思えます。私は、やはりこの際総合的に考えまして、国債の発行と公的金融機関の融資活動、投資活動との間に総合的な調整を図りつつ金融を行う、そうでないと民間金融による民間の経済活動に対する資金の供給が障害を受けるおそれがあるのではないかとこのように考えておりました。総合的な政府金融のあり方というものについて今後機会があれば政府としても検討してもらいたいと考えておる次第でござい

ます。○堀委員 調査会長の御意見、私も同感でございまして、率直に言いますと、日本の政治というのは、よくたびたび申すのでありますが、官僚機構が非常に強いものでありますから――官僚機構というのは私が見ておる限りではやはり保守的なんでございまして、ある一回決まったシステムというのを動かすことにはそれは確かにリスクがありますから、それに対しては非常に問題がある、できるだけこれを温存していこうという傾向がどうも官僚機構に強い。それは今日すでに目の前に見えてきておる。私は二月十日の大蔵委員会での問題に触れて、もう少し発想を切りかえてくれと言っておりますけれども、なかなか大蔵省の事務当局としては発想が切りかえにくいようでありまして、幸いにして今度は第二臨調というものができましたので、ちょっと第二臨調に直訴をいたしまして、そうしてひとつ第二臨調の御託宣ならばどうやら官僚機構も右にならえするようでありまして、そういう方法もとりたいと思うのであります。きわめて重要な問題が実はなおざりになっておるといふ点が私としては大変残念でござい

ます。これらはまた明日の当委員会でもやるわけですが、佐々木調査会長の御発言は私も全く同感でござい

ます。次にちょっと、グリーンカードの問題というのが実は昨年の三月に当委員会でも所得税法の改正で決まりました、その後新聞その他でいろいろとグ

リーンカード見直し論というものが出ておりました。けさの新聞を見てみますと自民党内における話もどうやら私も私どもの期待するような方向で正常化をしてまいったようでありまして、ちょっと一言だけこのグリーンカードの実施について。このグリーンカードの実施は、私はいま調査会長もお話しになりましたが政府関係金融機関のある意味でのコントロールに非常に役立つシステムだというふうに考えておるわけでありまして、これ

がもしなければいま問題になっておる政府関係金融機関対応というの是非常に困難な状態に追い込まれる、私はこういう判断でござい

ますので、ちょっとこの点について銀行界の皆さんの御見解をお一人ずつから簡単にお答えをいただきたい。○村本参考人 お答えを申し上げます。実は私グリーンカードを制定されるまでの期間に税制調査会のメンバーをしておりまして、いろいろ議論があつたわけですが、時間の関係もござい

ますから手短かに申し上げますと、あれは二つの意味を持っていたと思ひます。一つは少額貯蓄優遇制度を適正に行うことであり、もう一つは総合課税によつて税制の不公平をなくするということであつたと思ひます。

ただ、それが行き過ぎると個人のプライバシー問題に大きな問題がでますので、私も諸先生方にお願ひを申し上げ、あのときに附帯決議として金融資産間の不公平がないように、また個人がプライバシーについて不安があることのないようにということをやつたていたわけ

でございます。そのほかにも私どもとしては何とぞ金融機関に不当な負担がかからないように、事務的その他負担がかからないようにというお願ひをしていたのでござい

ます。したがって、私どもは第一の点につきましてはグリーンカードに全く賛成でござい

ます。第二の点につきましては私どもにも意見はござい

ますが、立法府におかせられましてどういふふうに御判断に相なるのかと注目しておるところでござい

ます。○吉岡参考人 いま御指摘がございましたように、グリーンカードにつきましては一つは課税の公平ということがもちろん基礎になっておりますけれども、もう一つはそれぞれの金融資産の間における平等の取り扱い、公平性というものがやはり非常に大事なポイントであらうかと思ひます。そういう意味では公的な金融機関である郵便貯金と銀行預金とがイコールに扱われるということが大事だと思ひますが、その点について郵便貯金には所得税法の規定の適用がなく、貯金法ですべてが規制されておりますので、銀行関係はややこれに不安を持ちました。

【委員長退席、大原（一）委員長代理着席】幸いにして当局間の話し合いでグリーンカードで郵政関係もすべて規制をするということが決まりましたのでござい

ますので、その点から私どもは第二の点も担保されたというところを考慮しております。（堀委員）賛成か反対かだけをちょっと一言（と呼ぶ）したがっていまグリーンカードの、いまお話がございましたようにできるだけ負担軽減ということ、適正な負担軽減をや

り一番正確なのは事業報告書形態のものは大体現在政府が考えておりましたものをとおね網羅しておるところがあるわけでありませんが、ないところもございいます。必要なのは、たとえば都市銀行は都市銀行、地方銀行、全銀協でやっていただいてもいいのでありますが、一つのコードを立てまして、そして何銀行はこういう資料にどこまでこれがコードに入っておりますよという一覧表、

こういうものを協会で作っていただいてひとつ当委員会にも出していただきたいし、あるいは銀行協会等に置いて要するに縦覧に供してもらいたい。これはどこかの銀行へ行ってみて、次の銀行と比べるとどこに意味があるのがあります。ですから、よりいいものを国民が選択されることが望ましい、われわれはこう考えるわけでありまして、

そういう比較検討の効果が生ずるようなシステムをつくっていただかない限り、各行ばらばらでは——私も今度この問題を勉強するのに少し各行からも資料をちょうだいしましたが、その他のいろんな資料を見まして、どうしてもこれが必要だ、こう考えているわけでありまして、

ですから、そういう一覧表をつくるのであれば、やはり不十分なディスクロージャーをしておられるところは、非常によくやっているとどこに比べて格差があるのはいくらもありません、やはりうちもひとつそれをディスクロージャーしようということになって、そこに競争原理が働く。要するに国民のニードにこたえるようなディスクロージャーが広く行われるようになると考えるものでありますから、きょうは、全銀協の会長とところで地方銀行、相互、信託銀行、長期信用銀行、いずれも包括しておられるのでありましょうから、ひとつそれは何も全部というのではなしに、地方銀行は地方銀行で一つのものができ信託銀行は信託銀行で、ちよつとそういうものを比較するのが正しいとつ銀行協会なりどこか適当な場所に備えつけていただいて縦覧に供していただくということをお願いできればと思います。あわせて当委員会に

も、できましたらひとつ毎期これをちょうだいしたいというふうに思いますが、いかがでしょう。ちよつと、全銀協の会長さんからお答えをいただきたいと思ひます。

○村本参考人 ただいまの堀先生の御意見、御趣旨よくわかりました。前向きに検討してまいりたいと思ひます。

○堀委員 次に、ちよつと時間が余りありませんが、さつき私佐々木参考人にも伺ったわけでありまして、郵便貯金に集まってきた金は全部国債を買ったかどうか、大体こういう提案なんぞでございます。それで国債を買いますと財投資金に当然穴があきます。財投資金に穴のあいたものは民間資金をこちらへ導入したらどうか。そして財投の中にも要するに公共性といひますか、実際のあれで順位があつていいと思ひます。財投資金を使う対象に順位があつていい。要するに公的資金をどうしても必要とすることはできるだけ、しかしそれでも公的資金を充てることにしなければならぬでしょうが、その順位の低いところは民間の資金を導入してやってください、それでいまの仕事がうまいくいかないようならそれはだんだん縮小していいんじゃないか、こういうのが実は私のあすこにおける一つの提案なんぞでございます。

それから、これからの国債の借りが問題の時期に、いまのような国債対応では大変対応がむずかしいと私は思ひます。そこで国債特別会計といふものをつくって、国債の発行といふのは国債特別会計に任せる。そうすると、国債特別会計としては市場の状況にもよりますが早目に国債通証券を出して資金の手当てをして、償還するものもあるだろうし、いろいろとフリーハンドができて、結局借りが問題といふのは、裏返せば、金が出ていくのと入ってくるのは、トータルとしては私は同じだと思ひます。しかし、置かれておる場所が非常に千差万別になつておるものを調整する、そういう調整の仕組みのところ非常に問題があるわけでありまして、

う調整を可能にするようなシステムを考えるべきではないかというのが私の二月十日の提案なんでありまして。要するに国債特別会計をつくって弾力的対応ができるようにすることで、非常に困難な国債の切りかえを乗り越えたらどうか、こう思つておるのでありますが、その点ちよつと全銀協会長の方からお答えいただきたいと思ひます。

○村本参考人 お答え申し上げます。

ただいまの堀先生の御意見は実に斬新、卓抜な御意見でございますが、また問題が余りに大き過ぎまして、私ここですぐどうと申し上げるには、ちよつとお答えいたしかねるのが現状でございますが、大変興味深い点を多々含んでおると思ひますので、私どもとしても研究させていただきたいと思ひます。

○堀委員 最後に、これからの資金調達をする側の問題をちよつと考えてみますと、世界に余りないのでありまして、日本では現先市場という大変いいものが、市場ができておるのでありますけれども、しかしアメリカの問題を勉強しておりますと、すでに銀行で御要望のあったCDといふのは実現をいたしました、あと残つておるのが、コモーションペーパーといふのが実はアメリカではかなり行われておりますが、日本ではまだ発行されてない。コモーションペーパーといふのは、いろんな過去の資料を調べてみますと、大手の企業は、短期の資金調達の場合には銀行の借り入れよりも実は簡単に都合がいい、ぜひそういう制度を考えてほしい、こういうふうになつていくのであります。しかしこれにはアメリカでも格づけ機関があつて、そしてリスクスレスということで一定のそういう保証があるということが重要視されておりますから、これはすぐできる話ではない、こう思つておりますけれども、しかし、今後金融の多様化という面から見ますと、こういう問題も検討に値する課題ではないだろうか、こう考えているわけでありまして、

そこで、この問題について北裏参考人から、アメリカでは主としてこれは証券会社が実はデイトー業務をやつておるようでありまして、北裏参考人からの御意見をいただいて私の質問を終わりたいと思ひます。

○北裏参考人 いま先生のおっしゃったとおり、短期金融市場では相当かきねが低くなつたと言葉を使つておられますけれども、接点が高くなつたことを申し上げたいのですが、コモーションペーパー、CDにつきましては、当面申しますと、去年の十二月から外為法の改正によつて実にはなつてくると思ひます。外為法はまさにそうなつております。しかし、本当は国内の企業が、ある新聞に出て以来非常に問い合わせが多い。といふのは、CPは国内でも短期資金を自分で調達したいといふ企業が多いのだと思ひます。これはいまのお話のように、米国内でも非常に多いのでありますけれども、主として証券会社がやっております、特に一昨年ある銀行がそれに参入しようとして訴訟になつたぐらいのことでございます。現在のところコモーションペーパーは証券会社が中心になつております。これは法的にはいろいろ議論があると思ひますけれども、米国内にわれわれの考え方は、コモーションペーパーといふのは短期貸し付けあるいは銀行業務ではなくて、一つの短期資金の調達手段、有価証券の調達手段、自主的に企業が資金を調達する、オープンマーケットから資金を調達するといふことであつて、単なる貸し付けとは違ふといふことから行われておるのでございます。したがつて、日本でも、ぼくらは証券業界として将来お願いしたいのは、外国で発行されたものでなくて、国内のCPを国内企業が発行できるように整備をしていただきたい、こういうふうでございます。

○堀委員 新銀行法がこれから動いてまいりますが、これらいろいろと宿題が実は残つておりますが、これらの問題が、要するに銀行とか証券会社の側からの問題に非常にウェイトがかかつておるやうな気がして私は困るのでして、やはりこれか

らの問題処理も、ひとつ皆さんも、今回これで法律が決まるのでありますから、一遍白紙に戻っていただいて、どういうふうにするかは国民の金融資産が最も望ましい形で運営できるのか、それには証券、銀行の対立ではなくて、証券、銀行が広い意味で競合はあっていると思うのでありますけれども、しかし、お互いの立場は立場としながら、国民の立場を考えて今後この銀行法が適正に運営されるように、皆さん方の御協力をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○大原(二)委員長代理 柴田弘君。

○柴田委員 きょうは各参考人には大変御苦勞さまでございます。

まず最初に、私は、金融制度調査会の会長である佐々木参考人にお伺いいたしますが、今回の銀行法の改正、これは銀行の社会的責任ということにつきまして、目的事項が設定をされまして、内容では銀行の自主性を強調されているわけでありますが、しかし、ディスクロージャー等の面においては金融制度調査会の小委員会案よりも後退した観があるわけでありまして、果たして今回の改正銀行法、金融制度調査会の答申あるいはまた一番大事な国民の要望、こういったものに十分にこたえているとお考えになっているのかどうか、まずお伺いをしたい。

○佐々木参考人 私ども先ほどもお話が出ましたように、四年間かけましてああいう答申を出したわけでございますが、われわれとしてはできるだけ努力をして結論を出したつもりでありまして、これに対してどの程度の評価が与えられますか、私自身としてはできるだけのことをしたと申し上げるほかはないと思うのであります。

ただ、四年の年月がたちました後、四年と申しますのは五十四年の六月まででございますが、それで答申が出ました後二年間という年月を経ておりまして、その間に、先ほど堀先生からも御批評がありましたけれども、行政改革についての臨時行政調査会ができるという雰囲気、小さい政府といったような考え方も出ております。したがっ

て、相当長い間時間がかかりましただけに、答申に対するいろいろな判断もおのずから変わってくる面があったというところを痛感しております。したがって、私自身これで満足かという御質問に對しましては、私どもとしてはできるだけのこととをやったと申し上げるよりはほかはないと思えます。

○柴田委員 それで具体的にディスクロージャーの問題ですが、小委員会案、これは御案内だと思われうわけでございますが、銀行は貸借対照表、損益計算書、利益の処分または損失の処理に関する書面及び資金運用の概要に関する書面を公告しなければならぬ。しかし改正案では、現行の貸借対照表に損益計算書が加えられたものになっていく。こういうことですか。それでしかも縦覧制度、これは小委員会案の法的義務づけから訓示規定になっておる。それでやはり開かれた銀行のイメージ、こういうことを期待した国民の要望に果たして完全にこたえているのでしょうかということであるわけでありまして、少なくとも今回の銀行法の改正理由というものが銀行の公共性、経営の効率化を推進していくということにあった点を考えますと、そういった小委員会案どおりにすることの方がより国民のニーズにこたえ、しかも効果的でなかったかというふうに考えるわけでありまして、この点はどうかでしょうか。

○佐々木参考人 ディスクロージャーにつきましては、先ほど村本参考人からもお話がございましたが、金融機関自身の発意によって行われるのがたてまえであるということが発生的にも言えるのではないかと思います。金融制度調査会の結論におきましても、銀行に対して法的な規制や指導監督によつて社会的な要請に對應するということを求めていくよりも、銀行自身がディスクロージャーを通じて自発的に対応していくことが望ましいというところを答申の中に書いておるわけでございます。したがって、小委員会の報告で、法案に積極的に政府の方がそれに関与する案ができておりますけれども、この調査会における議論並び

に結論のいまの面などから言いますと、必ずしも法的規制に強くこだわるというふうな考え方ではなかったわけでございます。したがって、いまのような法案になりましたも、われわれが目的としている実際の銀行のディスクロージャーは、いまの銀行自身の考え方から考えましても十分達成できるのではないかとお伺いしてございますが、今回の銀行法改正の提案までの経緯を見ても、今回事業界の意見の対立の調整に非常に時間がかかったという点は、私どもも関係しております。ただ、金融制度調査会で国債の窓口販売の問題は前向きな答申を出しましたけれども、最終的には行政当局に調整をゆだねたという点は、いま考えてみますと、あるいは調査会としても少しはつきりした答申を出しておいた方がよかったですのではないかと

とも考えられますが、あの時点においてはあれが残された道であつたと思っております。それから、後の御指摘の問題はこれは非常に大きな点で、私も十分な答えの資格がございませんけれども、現在の銀行法、昭和二年にできた銀行法というものが、とにかく業界にとつて変化する事態に對しても五十年間何とか間に合つた法律であつたという点は、現行銀行法をつくられた皆さんに敬意を表する点でございます。そういう金融機関についての法律のようなのは、その機関自身の発展、変化にある程度幅を持って順応するものでなければならぬ、したがって、それが特定の方向のみをはっきり示すものよりもむしろあいまいな活動の認めるものでなければならぬと思ひます。そういう意味で今度の答申は必ずしも十分ではないと思ひますけれども、今後の変化に對する対応についても考えて案を練つたということだけは申し上げられるかと思ひます。

○柴田委員 ありがとうございます。

それで証券業務の問題ですけれども、今度三原則というところでございますが、果たして銀行がいつから国債の窓販あるいはディールングをするかということが一つの大きな関心があるところだと私は思ひます。そしてこの法案が国会を通過いたしますと、施行は来年、五十七年四月一日ということだそうでございますが、法案が通過をいたしました後でいよいよ三人の有識者による懇談会が設置をされまして、そこでこの窓販とディールングの時期等について結論を出していただくということでございます。漏れ承るところによりまして、佐々木会長さんはその三人の懇談会のお一人というふうにお聞きをしておるわけでありまして、これは法案が通過してから決まるわけではあります。が、大体そんなふうになるのではないかと私も思ひうわけでありまして。

そこで、佐々木会長の率直な御意見で結構でございますが、銀行のいわゆる証券業務、窓販、ディールングの時期について、これは借換債の大量発行の時期等もあるわけでありまして、こ

れとの関連においていつが適当であるか、いま一つは窓販とディリングは同時に実施した方がいいのか、あるいは少々時間を置いてやってもいいのかわか、この辺の点について率直な御見解を承れればと思います。

○佐々木参考人 実はいまお話がございました三人とかいう話は私は全く存じませんが、私自身こういう問題についてどこでも申し上げる資格もございません。ただ、最後に御質問がありました窓販とディリングの問題でございますけれども、これはもう少し問題を煮詰めていきまされと、いまの時点でこの点に明確な判断をすることは不適当であらうかと思ひますので、差し控えていただきます。

○柴田委員 そういふ御答弁じゃないかなと思つて質問をしたのですが、どうも恐縮です。

それから、証券業務の問題で村本参考人と北裏参考人からお聞きしたいわけですが、今回の法改正が国民の資産形成にとつてどのような利益を生み、あるいはどのような心配が生ずるのか、あるいはまた国債を買おうとする国民、投資家にとつて銀行の窓販が実施された場合にどういった変化が起こるのか、あるいは国債の流通価格形成にどう影響を及ぼすのか、以上三點につきまして、時間がございませんで簡潔にお聞かせいただければと思います。村本参考人からひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○村本参考人 先生の御質問に全部お答えできるか、時間の関係もございませんでちよつとあれでございませうが、国民の金融資産というものがだんだんふえてきておりました、そういうような状況の中で国民が次第に金利選好に鋭敏になってきておる、そういうなるべく金融資産を多様化して自分の運用利益も多額になるようにというのが国民全般の希望であらうかと存じます。したがいまして、国民に対してそういう要望に対処して御相談に応じ、いろいろ財産上の運営についてお勧めもできるような体制がより広がることの方が国民にとって利益である、われわれはかように考えてお

る次第でございます。

○北裏参考人 お答えいたします。

私は大体村本参考人と同じ意見でございます。どういう点が同じ意見であるかと申しますと、借りかえについてはなかなかいまから手前を許さない。私は新規資金としては少ないというのを申しましたが、借りかえというのはいろいろ問題がありますのでいまから予想するのは少し早い。そういう観点から、われわれが今度の銀行と一緒に公共債、特に国債をやろうということについては了承はしたわけでありませうけれども、実はこの国債といふものも貯蓄国債を除きましては有価証券でございます。価格に変動がございませう。銀行が変動証券を扱うことが果たして銀行経営の健全とか銀行の社会的、国民経済的要請に十分適合するのかわかという観点も実はいろいろ議論していただきたいわけでございます。同時に、銀行は国債の大量投資家でございます。同時に、銀行は国債の大量証券会社と違つたわけでございます。売り買いの中に入るのがわれわれの仕事でございます。ある意味ではブローカー的な仕事をしようというのでございませう、その点がやや違ふんではないか。ましてや私の予想どおり国債発行が少なければこれは徐々にふえてくる性質のもので、証券会社扱いが減つて銀行扱いがふえるというよりはトータルとして余り変わらないのではないかと、うように感じております。

○柴田委員 どうもありがとうございます。では吉國参考人に簡潔に御質問しますが、例の期日指定定期預金がいよいよ六月一日から発足します。これは昨年の小委員会におきまして吉國参考人から御答弁をいただきました、私はかねがねこの郵貯と民間の定期預金は税制面あるいは商品面でイコールフットイングしなければいけない、こういう議論を大蔵委員会におきまして何回もした。このイコールフットイングという意味あるいはいろいろな観点から言つて果たして郵貯に十分対抗できるかどうかということ。それからも

う一つは、郵貯の定期貯金の見直しがいま言われておるわけなんです。大蔵省銀行局総務課長が郵政審議会の基本問題特別委員会に出てそういった発言をしておられるようなことがマスコミに報道されておりますが、この辺のところも時間がございませんで恐れ入りますが、簡単に御聞かせをいただきたいと思ひます。

○吉國参考人 ただいま御質問がございました新しい定期預金につきましては、先般の委員会でも御質問いただきました。そのときにも若干御説明申し上げましたが、それらの御質問の点等がこの預金に對しての一般の関心を呼びまして、私のところでは実は昨日よりやや大蔵省に新商品としての届け出をさせていたわけでありまして、その点大感謝をしておる次第でございます。

この預金の一番のポイントと申しますか、これはいままでの定期預金が定期貯金に對して不利であつた点の一つは、定期貯金が複利である、それに対して定期預金は複利でなかつた、その複利の効果を上げるために子定期などという大変ややこしいものをつくつておつたという点がございませうが、今度はそれを思い切つて複利をやるといふことにしたことが一つでございます。

それから、御承知のように定期預金でございますと、解約をいたした場合には解約金利といつて非常に低い金利が適用になつてしまふ、それが定期貯金はいつても自由に引き出されてそういうペナルティーがないという点、引き出し自由という点がございませう。今度の定期預金では一カ月前に告知をすれば途中でもそういうペナルティーなしに正規の金利で複利計算で支払いが得られるという点、それから従来の定期預金でございますと、新しく付利された金利をそのまま元加いたしますと三百万円のマル優の限度を超えてしまつて、その場合にはもとから金利に對する非課税が適用にならぬという問題がございませうが、今度は金利の支払いを引き出し時に行ふことになつたのでその間に課税問題が起きないということとで三百万円まるまるでマル優ができる、こうい

うことでございませうから、私どもは今度の新種預金は十分定期貯金に對抗できると考えております。

それから、人のことを批判するのはいかかと思ひますが、定期貯金についての批判、これは十年という長い期間を一定の金利で保証してしまふというのはいくらでもとらえていけないこととございまして、郵便貯金が貸し出しという面を持つていないからできるわけでございます。しかし、郵便貯金も政府機関の貸し出しを通じて考えますと、政府全体としては貸し出しも持つてゐる大きな金融機関と考えるべきでございますので、その点から考えると十年間一定の率、しかも一番高い率で保証するような預金というのは非常に危険なものじゃないか、将来財投あるいは政府関係機関の会計に大きなひずみを与えるものじゃないかという点から私どもは大変心配をいたしております。

○柴田委員 ありがとうございます。

では最後に二点お伺いをしておきます。山口参考人と北裏参考人にお聞きします。

山口参考人には、いま吉國参考人からお話がありましたように、いわゆる都市銀行、地方銀行等は期日指定の三年の定期預金を新商品として発売をされる。信託界は果たしてこれに對抗する新商品の開発というのはいかに具体的にお考えになつてゐるのかどうか、もしお考えになつておればその内容について、あるいはまたその実施のめどについてお聞かせをいただきたい。

それから北裏参考人に、いよいよ五十八年以降先ほど来議論が出ておりますように借換債の大量発行ということになっていませう。私は、これは過日の本会議においても提案をして大蔵大臣から貴重な提案として研究をするというふうに答弁をいただいておりますが、貯蓄国債の発行についてどうお考えになつてゐるのかということ、この点でございませうが、まず山口参考人からお聞かせいただきたいと思ひます。

○山口参考人 お答えいたします。

先ほど来お話がございましたように、郵便貯金とのイコールフットイングということをおわれわれの願望としていろいろお願いしてまいっておりますのでございます。さらにお話がございまして、普通銀行さんには告知定期が認められるというのを伺っておりますが、信託業界といたしましても新型の信託商品を目下開発中でございます。預入元本方式というふうな、最終的に配当が三百万をオーバーしてもいわゆる定期貯金と同じような形で税制上の優遇が受けられるというふうな預入元本方式というものをひとつぜひ開発したいということで、検討をさせていただいております。目下検討中でございますが、お認めいただければというふうに期待しております。

以上でございます。

○北裏参考人 簡単にお答えいたします。われわれの方では国債は、確か五十一年と思えますけれども割引国債が発行されて、五十三年から二年、三年、四年というぐあいに年限の短いものも発行されました。したがっていまの先生の御質問の中にある貯蓄国債も多様化の一環としてとらえておるわけです。しかしいま主張しておることは、むしろ実勢に沿うた有価証券的な国債ということをお願いしております。将来貯蓄国債を出さなければならぬような状態になったときは、これは市場性がなくて価格変動がなくてということでもありますから、証券界は無論、金融機関その他の窓口で売ることが私はすべきだと思います。しかしそういう必要はまず起こらないだろうと想像いたします。

○柴田委員 では時間が参りましたので、終わります。各参考人、本場にありがとうございまして。

○大原(一)委員長代理 竹本孫一君。  
○竹本委員 参考人の皆様、きょうは御苦勞さまでございます。  
銀行法はずいぶん長い間もましてようやく最後の段階に臨んできたわけでございますが、きょうは時間もありませんので、このできた銀行法に

対していかなる点をどう評価しておられるかということをお話しただけ各位に伺いたい。あわせて、銀行のこれからの方針に対するビジョンとして、それぞれどういってお考えを持っておられるかということをお伺いしたいと思います。

ただ、佐々木参考人につきましても原作者という立場もございまして細かいことはやめまして、金融界の大先輩としてこの銀行法が具体的に実施される場合に運用面についてどういふ点を特に注意してほしいとお考えになっておられるかという点の一つ。それからもう一つは、何しろ先ほどもお話が出ましたように金融制度調査会にかかりましてから五年、答申が出てから二年、ずいぶんスローモーションでございましたので、その間に金融界をめぐる内外の情勢というものは非常に大きく変わりました。したがって、一部には銀行の地盤沈下とか地盤変動とかあるいは国際化とかいろいろの問題が出てまいりましたので、これらの金融あるいは銀行のあり方についてビジョンの問題と関連をいたしましてどういふ点をお考えになっておられるか。論ずるのはまだ早いという考え方もあるでしょうけれども、何しろ七年がたっておりますので問題が大分違ってきたのではないかと。そういう点について御意見があれば承りたい、こう思います。

○佐々木参考人 ただいま御質問の第一点でございますけれども、この法律がいよいよ具体的に動くようになりまして、今度法律の改正に当たりまして行政指導の根拠法規をばきりしようということが一つの目玉でございました。したがって、今後の新銀行法下における銀行行政というものがそういう金融制度調査会における議論を背景に持つて、それを踏まえて実行していただきたい。それでその関係では、この答申の中にもありますけれども、はっきりした目的規定は出ておりますが、それと同時に銀行、金融機関側の自主的、積極的な活動といえますか、社会の負託にこたえるという活動を期待する点がはっきり出ております。

す。そういう意味で、政府の指導についてのいろいろ十分な判断、反省が必要であると同時に、金融機関側が自分自身で自分の責務を全うする努力ということをお強く期待したいと思っております。

〔大原(一)委員長代理退席、委員長着席〕  
それから第二の御質問の点でございますけれども、確かに非常に長い時間がかかりまして、その間に世の中が変わってまいりました。先ほど申し上げたように小さい政府といったような希望が出てくるというふうな中で、いよいよ法律が生まれてくるわけでございます。そういう意味で、いまの申し上げました第一の点と関連いたしますけれども、そういう物の考え方というものは、結局取り締まられるといえますか、監督される側に自分が監督を必要としないビヘービアが必要だということをおこの際重ねて申したいと思っております。それからもう一つ、今後予想される変化につきましては国際化の問題がございまして、これは恐らく日本の経済的な地位が上昇すると同時に、いままでは以上に国際化の波が強く押し寄せてくると思っております。ある意味では、国内でいろいろ細かいことを議論しておりますけれども、海外から来る波でそれがみんな同じようなことになってしまおうという面もあるのではないかと、そういう点を、われわれは、業界みんながお互いに協力しながら、あらかじめ備えた態度が必要ではないか、こういうふうに考えます。

○竹本委員 どうもありがとうございます。  
お隣の北裏さんにひとつ伺いたします。  
先ほど申しましたようにこの銀行法がございまして、その点の面として証券界はとまりまして、その点の面として証券界はどういうふうな点を評価しておられるか。また、マイナスの面としてはどの点をどういふふうに考えておられるのか。その結論だけをお伺いしたい。

がございました。その問題でひとつ一番大きな問題は、金融資産そのものがどの程度ふえていくか。それをだれがどうつかんでいくか、こういうところに大きな問題があると思うのです。その点について証券界としてはどういふふうに理解しておられるのか、承りたい。

○北裏参考人 お答えいたします。  
第一点でございますけれども、メリット、デメリットのお話だと思います。今回の銀行法改正によつて証券取引を含めて金融立法の法整備ができたという意味では、われわれは今後どうこれに対応するかということはまだ研究課題でございますけれども、よかったと思っております。恐らくわれわれとしても、新しい対応策を講じなければならぬ、研究しなければいかぬと思っております。それからデメリットでございますけれども、残念ながら、銀行法に明記するということは過去においてなかったことをしようということでありまして、三原則が一応守られたという意味ではぎりぎり承りました次第でございます。

第二の点はあるいは先生の御質問と外れるかもしれませんが、私は今後の問題として一番心配するのは、行政当局も先生方も同様でございますけれども、どうしても競争激化の結果大が小をのむ、これはわれわれの業界も同じだと思っておりますが、それでは困るのであります。そういう急激な変化がないように、単に経済効率だけを求めないような、銀行で言えばまたわれわれで言えば健全な経営の確保と社会的国民的要請とを適合させるようにうまくバランスをとるようになり、そういう配慮をお願いしたい、われわれもしたい。企業としてはえてしてそういう方に走りがちのところもございまして、これがこの銀行法の中に隠された問題のような気がいたします。

○竹本委員 ありがとうございます。  
今度は、銀行と証券界で大変な議論がありまして一応決着がついたのですが、よく言われるように三方一両損の解決だ、こう言われておりますが、私はむしろ逆に三方一両得をしたと思つて

いるのですよ。それは、ここで話がぐちゃぐちゃに壊れたらば一体どういふ結果が生ずるであろうかというところを考えると、やはりこの辺で佐々木さんの御努力もあってとにかくうまくまとまったという意味で私は評価をしておりますし、先ほど来お話もありましたように雨降って地固まるで、村本さんのお言葉にもありましたように各業界が相携えて円満にやってもいい、これは要望を申し上げておきます。

そこで次は村本さんに、先ほど来申し上げましたが、メリット、デメリットの問題もあります。特に国際的な視野の広い村本さんからひとつこれからの銀行のあり方あるいは金融行政のあり方についてのお考えを承りたいと思うのです。デイスコロジャリーの問題でもあるいは週休二日の問題につきましても参考人からは先ほど来非常に明快な御答弁をいただいておりますが、金融行政は、国際的視野から日本の金融界、金融行政はいかにあるべきかという点をお伺いいたしたい。

○村本参考人 お答え申し上げます。

最初のメリット、デメリットという言葉でございいますけれども、私どもは監督を受ける側でございいますから、メリット、デメリットという言葉は余り使いたくないのでございますが、最初の御質問のときにございましてどういふ点を評価しているかという点につきましては簡単に申し上げます。

私どもは何と申しまして、「左に掲ぐる業務ヲ営ム者ハ之ヲ銀行トス」という型の文章がすでに五十年を経ておりますので、今回のような口語体の時代を反映した文章に直って、その間の五十年間の時代の変化、特に最近のいろいろな世界的な経済の変化、国際関係の問題、そういうふうなことを入れた新しい銀行法がここにできたという意味ではそれは評価すべきだと思います。

それからまた、その中で何と申しまして第一一条の規定で銀行の社会的責務ということが明らかにされるとともに、その自主性を尊重して

いただくということが明記されたこともわれわれとしては評価したいと思えます。

また、いま竹本先生から三方一両損ではなくて三方一兩得だというお話があったわけですが、私が、私どもも損の面もあったと思いますが、しかしお話しした銀行の業務につきましても現行法に比較して明確に規定された。したがって証券業務等についてもという意味では具体的前進があり得るということ、やはりわれわれもこれを評価いたしたいと思えます。

そのほか週休二日制についてのベリアがとれましたし、あるいは営業年度の問題あるいは在日外銀の取り扱いの問題、増資、監査の問題というように細かい点についてはなおわれわれは評価いたしたいと思えます。

なお、マイナスの評価につきましても先ほど来いろいろお答えいたしておりますのでもう詳しくは申し上げませんが、証券関係業務についてはわれわれの期待ほどにはやっていただけなかったというところはマイナスに評価しておる次第でございます。

それからもう一つ、大口融資規制の問題、先ほど普通銀行としての意見は申し上げかねたのでございいます。あえて全銀協の中で普通銀行の意見を申させていただくならば、やはり融資の申身によって変えるのが適当ではあるまいか。つまり、これは無担保融資だから一〇〇％に勘定する、これは有担保融資だから何％に勘定する、今度はまたたとえば国債担保の貸し付けはゼロ％に評価するということになったわけですが、こういうふうな貸し付けの対応に応じてその尊重度を考えて、全体としては自己資本の何％というものは健全性の問題でありますからいかなる状態といえども同じであるべきだというのが普通銀行の考えでございます。したがってその点ではわれわれとしては評価に問題があるかと思えます。

最後に、これからの銀行のビジョンでございすが、われわれとしてはますます社会的責任を痛

感しながら日本の財政、金融の中におけるわれわれの責務を積極的に果たすよう、先ほど佐々木参考人が申されましたようにわれわれのビヘイビアにも気をつけながらそういう目的を果たしていきたいと思います。

ただ、いま国際、インターナショナルの方の問題ではどうかというお話でございます。佐々木参考人からもちょっとお話がございましたが、私、昨年来日米経済関係グループのメンバーとして日米間の協議をいたしましたときに、アメリカ側の委員が日本に対して持っておる印象は、日本の金融制度は世界の金融制度から見ると余りに特殊ではないか、もちろんそれそれの国にはそれぞれ主権があるわけでありましてそれそれの国で制度が違うのは当然と言えは当然でございますが、これだけ国際化が進んでそれそれ進出するようになればそれそれの国民がレンゾロシティ、相互に同じような便益を受けるのが本来ではなからうかという指摘がなされているということを申し上げます。

それからもう一つ、日本の行政指導というものは、行政指導という言葉が英語にもなつたくらい大分外国でも知れわたつてまいりましたが、やはり外国人の目から見るとどういふふうにして行政指導をするのかということが、特に御当局と外銀とは日本の銀行が持っているほどコミュニケーションはよくありませんので、よくわかると思えます。トランスパレンシーと申しますか、そういう意味においてわれわれがもっとどういふ指導が行われるかということがわかるようにしてほしい、こういう二つの希望が外国からはあるということをお申し上げてお答えにしたいと思います。

○竹本委員 大変参考になる御意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。ただ、きょうは各界の指導者がおいでになりますから私の考え方を一口だけ申し上げますが、いまお話のありました公共性と自主性尊重の問題です。これは私どもが金融界あるいは財界で行われている議論を見ておきますと、若干、官僚に対する不信感と

いうものも根底にあるでしょう、しかしそのほかの考え方として何か二つのものが非常に違うように、また相対立し激突するように受けとめられておるといふことを私は非常に残念に思っているのです。たとえば銀行は公共性があるんだと言っても言わなくても、あるいは第一一条に目的規定を書いても書かなくても銀行の社会的な地位と責任は同じだと思っております。書いたから国債をたくさん持てというわけでもないでしようし、書かなかつたら何でもやていいというわけにもいかないのですから、もう少し良識を持って受けとめれば何も大騒ぎするほどの問題ではないと私は思うのです。それから自主性の問題だつて、私どもも計画的市場経済体制でなければだめだという立場をとっておるわけですが、それは要するに自主性を尊重しなければいけない、活力が出ないという考え方からそれを言っているわけですが、だから大蔵省が幾ら行政指導が好きでも活力を抑えてしまふ、創意工夫を抑えてしまふというふうな言

ことまで考えるはずはない。そういう意味から言えは、自主性尊重と書いて安心ができれば、書かなくても同じだに書いて結構ですけれども、書かなくても同じだに私は思うのです。それを大騒ぎして逐条審議でおいおい言つたということは省エネルギー時代、少しむだが多かつたとは思っているのです。いずれにいたしましても公共性と自主性尊重というものは互いに矛盾するものではない、しかしどちらか第一に書いたのですから話はすこぶる結構だと思えますけれども、聞いておりますと何だか御議論の過程は少しむだが多過ぎたというふうに私は思っておりますので、そのことを念のためにつけ加えておきたいと思えます。

それから国際感覚の問題、村本先生から非常に有益なお話を先ほど来承つておるわけですが、私は、日本の政治家も日本の経済界も、先生も痛感しておられるように国際感覚が少し足らぬと思うのです。それは私はこの前本委員会においても言ったのですけれども、たとえばフランスが日本の自動車の輸入を三％に抑えておるとい

うのでこれはけしからぬ話だと思つて私もいろいろ調べてみると、E.C.の諸国が外国の自動車に二〇%買つてゐるときに日本は大体二%しか買わないのです。アメリカの自動車の関係だつて輸出と輸入が恐らく一%と違つていないでしよう。そういうばかなことをやる国は先進国としては受けとめないというのがフランスの感覚で、何だか聞いてみると日本は発展途上国扱いなんですね。発展途上国の輸入については制限してもよろしい、日本が二%であるから三%ならよ過ぎるくらいだ、こういうような受けとめ方を、全部ではないかも知れぬがフランスはしてゐると思つたのです。ね。フランスの受けとめ方が正しいかどうかは別として、先ほど来のお話のように日本のビヘーピアというカマナーが国際的視野から見ると誤解を招くほどおどけてゐる。そういう意味で、利害関係の面から見てもあるいはビヘーピアの面から見ても、日本はもう少し国際感覚というものが、国際視野というものを高めなければならぬと思うので、この点はひとつ村本先生にさらに一層の御活躍、御指導をいただきたい、要望を申し上げておきたいと思つた。

次は、論客の吉國さんにひとつお願いしたい。先ほど来申しましたデメリット、メリットについて一通りの御意見を伺いたい。あわせて、ビジョンの問題と関連いたしますが、御承知のようにこの現行法は昭和二年からの話で、先ほど来御議論があらますように五十年たつてゐる。これだけの激動期に、そして戦争があつた、戦争に負け、民主革命だ、こういう大激動期に五十年も同じ法律で賄つていくと考へるといふところに私は日本の政治あるいは大蔵省の姿勢の問題があると思つた。あなたも大蔵省の先輩だから特にそれを言うのですが、五十年古い法律を振り回して平気でゐるといふところに、問題意識、時代感覚がなさ過ぎはしないかといふことが第一だ。きょうはその問題を取り上げませんが、日本銀行だつて昭和十七年ですか、総力発揮と書いてある。戦争用語ですよ。そういうものを民主革命の今日

に振り回して喜んでゐるといふこと自体がやはり問題があるのではないかと。先ほど国際感覚がえらゐられて発展途上国並みだと言ひましたけれども、国内感覚も余り進歩してゐない。五十年前あるいは日銀法は四十年前の法律でそのまゝいけると思つてゐるような感覚を一遍反省するといふか再検討する必要があるのではないかと。御意見はいかがであるかお伺ひしたい。

○吉國参考人 今回の銀行法のメリット、デメリットにつきましては、ただいま全銀協会長から申されましたので繰り返しません、実は私の前任者であつた伊原頭取がかつて述べたことを思い出して書いてございしますが、その伊原頭取がつくづく言つておりましたのは、いわば銀行の銀行と言われるバンク・オブ・イングランドに行きましたところ、銀行といふのは説明もせず弁解もせず、まるで裁判官みたいなことを言つてゐたのでございしますが、それが一世紀前半世紀前からの銀行の原則だつたように思ひます。それが開かれた銀行になつたことだけでも大進歩だと思つたので、私は今度の改正、ちよつと見ると監督規定も前のとおりだし、何だか変わったのは週休二日制と一年決算だけじゃないかといふことをおしやる方もありますけれども、よくしさいにござらんをいただきますと、たとえばさきさきの自主性問題とか公共性問題とかあるいはディスクロージャーを法律の上に書くとかといふことは非常に基本的には銀行に対する物の考え方が変わつてゐるというところを示してゐると思つたのでございします。

いわば金融制度調査会が長いことかかつて言つてまいりました問題を集約して、法律的には非常に簡単ではございしますけれども、それをあらわしてゐると思つたのでございまして、デメリット、メリットもこれからの運用次第、この銀行法をそういう精神で運用してくれるかどうか、行政また私どもがやるかどうかにかかつてゐると思ひまして、三方一両損か得かも運用次第で、三方一両得にしなければいかぬといふふうにかゝてゐる次第でございします。

それから、銀行法五十年はつてあつたという点は、私も確かに時代の進歩に対して適応性がおくられていたこと、これも間違ひないと思ひます。かつて、私も伺ひますと、証券取引法を昭和二十三年に制定したときに司令部関係では銀行法も改正する予定でいろいろやつたらしくございします。が、何しろあの非常に簡単な規定であり、対象は非常に複雑であるのであきらめちやつたといふことがございしました。それだけいわばこの銀行法は、簡単ではございしますが、中身が非常にむずかしいといふことがあつたのも事実だと思ひますけれども、私は、今後は非常に客観情勢が変わつてまいりますので、今後五十年後改正するといふような考え方は一切捨てていただいて、必要なことはその都度改正していただくといふふうにかゝてゐる次第でございします。

最後にになりましたが、山口さんからは特に金融行政に対する御要望があれば承つて参考にあたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○山口参考人 お話でございしますので一言申し上げさせていただきます。

銀行法の評価といふ問題につきましては、先ほど全銀協の会長がおっしゃいましたのでこれはあえて繰り返しません、信託銀行といひましては、専業主義すなわち長短分離、信託分離あるいは中小専門金融機関制度等の基本的な枠組みを八〇年代以降の金融制度として引き続き堅持、発展を図るべきだとされたものにつぎまして特に高く評価しておりますので、この点また今後ともそういうふうにお願ひしたいと思つております。

○竹本委員 それぞれ非常に有益な御意見をお聞かせいただきましてどうもありがとうございます。終わります。

○綿貫委員長 正森成二君。

○正森委員 私から各参考人に伺ひますが、承りますと佐々木参考人が間もなく御用事だそうです。から、佐々木さんにまず最初に伺ひたいと思ひます。

御承知のように今度の銀行法改正は、昭和四十九年のオイルショックの後の狂乱物価当時に銀行が商社等に大量の資金等を貸し付けて土地の買い占め、それで土地の値段が暴騰するといふようにビヘーピアが非常によろしくないといふことで社会的な批判が非常に高まりまして、それを受けて五十年からたしか銀行制度の見直しということが始まつたように思つたのです。そういう観点から見ますと、今度の大蔵省が出しました銀行法の改正案といふのは非常に不十分なものがあるんじゃないか。たとえばディスクロージャーの点については、他の議員も触れましたが、ここに五十四年六月二十日に出された金融制度調査会の答申を持つてきておられますが、これを見ますと、銀行の公共的機能の発揮といふことが非常に大事だといふことを言つて、私企業としての性格と調和するために「銀行に対する法規制や指導、監督により社会的要請に対応するよう求めていくこと」とも、銀行がディスクロージャーを通じて自発的に対応していくことが望ましい。こういう考え方なんです。そして、そのディスクロージャーは「資金運用状況に置かれることが適当である。」「特定の分野への融資比率の法定等法令による規制を行うこと」となく、ディスクロージャーを通じて銀行の自己努力と自己矯正により銀行に対する社会的要請と銀行の私企業性との調和を図つていくことが適当である。資金運用に関するディスクロージャーについては、以上のような重要性にかんがみ、銀行法の改正に当たつては、法律上の根拠を規定する等その位置づけを明確にしていくことが適当である。こういうふうに言つてゐるんですね。ですから、後で村本参考人にも伺ひますが、ディスクロージャーといふのは単に銀行の経営の健全性という観点からだけじゃないのです。資金配分の適正化、資金が一定の特定企業だけに消費される金融なり中小企業金融なり、そういうような各方面に適正に振り向けられる、そのために法律で中小企業分野に二〇%融資しろといふようなことを決めるのは私企業としてどうか思われるか

ら、資金運用の状況だけはディスクロージズしない、そして社会的に責任を負いなさい、国民の批判にさらされないようにしなさい、こういうことだったんですね。ですから、少なくとも資金運用の状況については法律上の根拠を与えるということであつたにもかかわらず、それが私が拝見したところでは訓示規定になつていてただでなく、その訓示規定の内容についても全く自由に任されていくということでは、四十九年当時の国民の世論から大いに反するものではないかと思ひますが、金融制度調査会長の意見を承りたいと思ひます。

○佐々木参考人 ディスクロージャーの問題につきましては、先ほどの御質問のときにも申し上げたのでありますが、これは金融機関がすでに自主的にやっている面がずいぶんあるわけでごさいます、それで法律で余り細かく決めるよりも金融機関の自発的な発表が望ましいということが、いまお読みいただいた答申にも書いてございます。そういう意味で、私どもは、金融機関が現在すでに行つておられるディスクロージャーをさらに一層発展させ、明確にさせて、金融機関に対する外部の取引先、預金者等のイメージをはつきりさせ、それを金融機関の発展の足がかりにする、こういう考え方が必要だと思ひます。そういう意味で、法的規制によるか、訓示規定によるか、この問題はいろいろ考え方はあると思ひますけれども、一番こういう問題に大事なものはディスクロージズする当人、ディスクロージズする金融機関自身の物の考え方だというふうに考へております。

○正森委員 佐々木会長の御意見はごもっともな点がありますが、もしこういうものについてはそういうことを行う当事者の考へが一番大事だということになりますと、そもそも法律なんて要らないですね。法律というのは、しななければならぬ最低限のことを決めるから法律なんであつて、もし各人がやるであらうかというのであれば道徳に任せばいいわけです。ですから、金融制度調査会というのは道徳を決めることではなしに、法律を決めるための基本的な考へ方を決める場所なんですから、私は調査会長のそういうお考へというものは十分に納得することができないということでは申し上げなげなれぬと思ひます。あなたの御意見が大蔵省の段階で変えられましたから、それを四月三十日か御了承なさいましたから非常に苦しいお立場であるということにはよく了解いたしますけれども、あなたの所信に相隔たること遠いのではないかとこのように推察いたします。

それから、大口融資規制について。村本参考人、先ほどの私の質問は大口融資規制のことについてです、ちょっと間違えまして失礼いたしました。

大口融資規制についても、この五十九ページを見ますと「一債務者に対する信用供与の集中を抑制し、危険の分散を図ること」云々、こうなつていて、銀行の健全性のために必要である。しかし、同時に「一債務者に対する信用供与の集中を抑制することは、中小企業、個人等の各層が資金供給を受ける機会を拡大する方向に機能し、銀行信用の広く適正な配分に資する効果もある」ということになっています。ですから、村本参考人にも後で御意見を承りますが、単に銀行の健全性のためだけにだとも思はれていられるとすれば、それは誤りではなからうかということをおし上げたのです。

そういう点で申しますと、今度伝えられるところでは、大蔵省は商業手形、貿易手形それから預金、国債担保の貸し出しというものは枠から外す、こうなりますと現行の自己資本の二〇%という枠がそれだけ拡大することになると思ひます。

全銀協会長に伺いますが、名前は挙げませんが、いま一行だけ行政指導の枠を超過している銀行があります。その銀行はこういうように商業手形等を枠を外してもらうということになれば何とかクリアできるんじゃないですか。つまり、二〇%の枠というものがこういう例外規定、適用除外規定が設けられると、ほぼ二五%ぐらい都銀の場合にはなるんじゃないですか。

○村本参考人 お答え申し上げます。

他行さんのことでございまして、余り的確な数字は申し上げかねますけれども、ただいま先生御指摘のとおり、一般的に申せば現在のようないろいろな例外例がつくられれば五%程度拡大するというのが、われわれ一般の見方でございます。

○正森委員 そういうことですから、現在の行政指導よりもさらに大幅に後退するということに結局は佐々木さん、なるんじゃないですか。

○佐々木参考人 今度の法律では、大口規制の根拠法規が明記されたという点で前進だと思つております。ただ、いまお話しのように最高限度を幾らにするかということにつきましては、これは行政にゆだねられておまして、これがどうなりましかは私どもはまだ関知せざるところでございまして。

○正森委員 それでは、私失礼ながら名前を挙げて申しましたので、村本参考人の方からいよいよそれは違ふということがございましたら、遠慮なくおっしゃってください。ございせんか。御意見がございましたらどうぞ言うてくだされ。

○村本参考人 ただいまの御質問は、ディスクロージャーと大口融資規制と両方に関係しての御質問と承知してよろしうございせんか。――私どもの考へは、先ほどの佐々木参考人から申されましたとおり、ディスクロージャーというのは従来規定してあります証券取引法による有価証券報告書、あるいは商法による貸借対照表その他の報告、それ以外のものとして企業活動について広く国民大衆の理解を得るという意味で必要であるということにおいては、全く意見は同じでございます。

ただ、それが法律でどの程度決めた方がいいのか、銀行の自主性にどの程度任した方がいいのかという点については、正森先生と私どもとは多少意見を異にしておりまして、私どもは、これは法律で何が何でもせねばならぬというよりも、各銀行の自主性に任じ、それぞれ工夫をこらしてよく国民の皆さんにわれわれの姿を理解していただくということがよろしいものであると考へております。私事を申し上げて恐縮でございますが、先ほど申し上げました第一勧業銀行のディスクロージャーの小冊子におきましては、ただいま先生御指摘になりましたような点はすべて記載しておりますところでございます。

また、大口融資についてでございますが、先ほど私が議論を簡単にいたすために主として銀行の健全性と申し上げたのに対して、正森先生からそのほかに資金配分の適正というねらいもあるんだという仰せでございます。確かにそういうねらいもあると存じます。しかし、私はダイレクトにはやはり健全性という問題が大きいと思つたものでございまして、先ほどさようお答えをした次第でございます。

○正森委員 北裏参考人に伺いたいと思ひます。銀行の窓販、ディールングの問題が今度の改正では非常に大きな問題だと思ひますが、銀行が窓販を行うと国債の個人消化がふえるという意見が銀行協会その他に多うございまして。あなたのきょうの御発言を聞いてみると、必ずしもそうではないという御発言の趣旨と承りました。私もそういう気がしております、個別の銀行としては、何といつても預金を預かつてそれを貸し付けたり、手形割引をするというのが本業ですから、自分の預金が減つてしまふほど国債を売るといふのは自己矛盾になるので、国債を扱うとすれば他行の預金から振りかえて買わせるとか、あるいは証券を扱つていた方へ進出してシェアを拡大するということにどうしてもなるのじゃないかという気がするのですが、こういう窓販ないしバンクディールングの実態面について日ごろ感じておられることがございましたら、忌憚なく御意見を承りたいと思ひます。

○北裏参考人 お答えいたします。先ほど来申し上げましたとおり、窓販によつてトータルで国債の個人消化が非常に推進するという考へ方を余り思い過ぎては危険であるということをおし上げています。したがって、實際論として

預金、貸し出しを主とする銀行が新しい国債を売  
る場合、預金から振りかえるという事は少ない  
と思う。あるいは証券会社が現在売っているのは  
減るかもしれない。がしかし、銀行がそういうこと  
をやるといふ点では金融界としては確かにふえる  
かもしれないが、証券界は減るかもしれないという懸  
念を持っております。しかしトータルとして、国  
民経済的に見るとそう大きく変わらなないと思いま  
す。徐々に国民の金融資産がふえることもふえ  
ていくのが一番いいと思います。重ねて同じこと  
を申すようですが、余り急激に個人消化されるこ  
とがその後の市場価格形成に影響すると考えるも  
のでございます。徐々にならざることを期  
待するものであります。そのためには銀行も入っ  
てもらうという事は、必ずしも、ぎりぎりわれ  
われも了承したわけでございます。

先生の御質問はそれでございますか。

○正森委員 はかにもいろいろございしますが、ま  
たおいおい伺います。

全銀協の会長と地銀の会長の吉國さんと伺い  
たいと思います。

これは非常に忌憚のない意見ですから腹を立て  
ないで聞いてほしいのですけれども、銀行という  
ところは預金を集めて、さきに言いましたように  
貸し付けたり手形を割り引いたりするのが少なく  
ともいままで本業であった。そうしますと、預金  
が減るほど国債が条件がよくて売れに売れても、  
実際上の問題として困るのじゃないですか。また  
皆さん方は、公取の資料などを調べましても、依  
然として歩積み両建てあるいは拘束預金というも  
のはあるということですから、国債を扱うことに  
なりますと、皆さん方は資金を貸し付けている、  
手形を割り引いているという優越的地位がありま  
すから、いままでには預金でいっていただけれ  
ども、その分を国債で持つてくれというようにな  
ると変形した歩積み両建てが行われるのじゃない  
かという疑問が出ていますが、それを危惧する人  
は確かにあるのです。そういう点について両代表  
者会長に忌憚のない御意見を承りたいと思うので

す。

○村本参考人 お答え申し上げます。

確かに銀行は預金を受け、それを貸し付けその  
他に運用するというのが本業でございますから、  
預金が増えるのに国債を売るのはおかしいとおし  
やるのは、先生の御理解ももっともだと思いま  
す。ただ実際はどうかと申しますと、現状におき  
ましては、個人が非常に金利嗜好が高くなってお  
りますから、そういった面で銀行預金を喜んでし  
ていただけるのは少額貯蓄優遇制度に乗った定期  
預金であるというのも事実でございます。したが  
いまして、われわれはこれからいろいろの家計の  
いわばそれぞれのメインバンクとして、いろいろ  
お取引を願います上で皆さん方が少額貯蓄優遇制  
度の適用を享受しながら貯蓄性向を高めていた  
くというのがわれわれにとって最も望ましい姿で  
あり、そしてそういう望ましい姿がさらに進展し  
ていきますと、これをオーバーフローするような  
貯蓄をお持ちになると思います。そのときはわれ  
われはやはり大変有利になっております国債をそ  
ういう御家庭にはお勧めをしたい、そういういわ  
ば国民のニーズ、国民がどういうことをしてもら  
いたいのかという方面からわれわれはまた大きく考  
えておるのでございまして、必ずしもその方が消  
化が大きくなるからというだけではございませ  
んことを申し上げておきたいと思ひます。

それからまた、歩積み両建て預金に類似するよ  
うな、国債を無理に持たせろということがあるの  
ではないか、こういうような御危惧でございま  
す。私も先生からそういうふうな御指摘  
を受けることについては将来とも一層慎重なビ  
ーピアをとってそういうことのないようにいたし  
たいと思ひますが、一つ申し上げておきたいこと  
は、歩積み両建て預金にかわる国債というのは格  
別銀行にとってそんなにメリットがあるわけでは  
ないということをおし上げて、われわれのこれか  
らのよきビーピアにつきなお御指導いただきた  
いと思ひます。

○吉國参考人 私の申し上げたいこともいまの全

銀協会長のお言葉で大体尽くしていると思ひます  
が、国債の問題につきましては、一つの事情とし  
て、たとえば地方銀行総体で申しますと、まだ実  
績は出ておりませんけれども、昭和五十五年  
に、増加いたしました預金のうち八〇%近くが国  
債と地方債の引き受けに充てられていたわけで  
ございます。そういうようなことで、非常に大きな  
ウェイトで国債、地方債が資金を必要としてきて  
いるわけでございますので、実際にはその翌年に  
なりまして、引き受けた分相当多量に売ってしま  
うわけでございます。その売ったときには大分期  
間がたっておりまして、大変な損が出るという  
ようなことになっております。そういう点から申  
しますと、この国債、地方債の量というものが将  
来もそんなに急激に減らないといたしますと、ヤ  
はり窓販というものを一つ業務として持つてい  
るということは銀行としてある程度必要であらうか  
というふうにも考えられるわけでございします。

それからいまの歩積み両建ての問題でございま  
すけれども、歩積み両建てについて、考え方とし  
てはこれはよくないことでございしますけれども、  
なぜ行われるかという点、実質金利の問題だと思  
うのです。国債を持たしたのでは実質金利一つも  
よくならぬものですから、実際は私は余り起きな  
いだろうと思っております。

○正森委員 時間が参りましたので、山口さんに  
は一つだけ伺いたいと思ひます。

いま柴田委員の方からも質問がございました  
が、今度新しい告知預金のようなものを開発され  
て、あなたが日本金融通信にお書きになっており  
ます抱負でも、これが出れば対応を考えなければ  
いかぬ、こう言っておられますし、年金について  
は保険料に税金がかからないという問題がござい  
ますし、その対応について柴田議員にお答えにな  
ったのだと思ひますが、それ以外に何か信託関係  
で御発言になりたいことがございましたら遠慮な  
くおっしゃってください。時間で参り終ります。

○山口参考人 それではせっかくの機会でござい

ますので、一言お答えさせていただきます。

いまもお話がちょっとございまして反対をして  
まいりましたけれども、法律が制定されるという  
ことになりましたので、あえてわれわれ新製品を  
つくりまして、税制上の優遇措置と申しますか、  
イコールフットイングと申しますか、郵便年金、  
それから保険の控除というような有利さを持つて  
いるものを、年金と同等のイコールフットイング  
というような形でぜひひとつ新しい商品を開発し  
ていきたい、またお願いしたいというふうに考  
えております。

以上でございます。

○正森委員 終わります。

○綿貫委員長 柿澤弘治君。

○柿澤委員 私は若干の時間を与えていただき  
ておりますが、十二時半までという事で皆さんお  
いでいただいておりますので、一問だけさせてい  
ただいて終わりたいと思ひます。

今度の銀行法改正の作業の過程で関係業界の御  
意見、行政当局との間でいろいろと話し合いがあ  
ったわけでございしますけれども、若干ぎくしゃく  
したのは、金融界としての意見がいろいろと足並  
みがそろっていなかったという点もあるかと思  
うのです。実は先週の五月八日の当大蔵委員会  
で、私の質疑に對しまして渡辺大蔵大臣も、銀行  
協会といいますが全銀協といいますが、そのあり  
方というものが少し変わって当事者能力を持つよ  
うになればもっとその点の話し合いがスムーズに  
なるのじゃないか、こういうお話がありました。

きょうは全銀協の会長さんにおいでいただき  
ますので、その点、現在の銀行協会のあり方、  
これが銀行界全体のコンセンサスをつくる上で  
ベストなのかどうか、その辺改善する余地がある  
のかどうか、その辺をお伺いしたいと思ひま  
すし、もしできましては吉國参考人、山口参考  
人、地銀協なり信託協会、これまた決して下部機  
構ということではなくて独立にあるわけではな  
いけれども、同時に全銀協のメンバーでもいらっし

や

す。

○山口参考人 それではせっかくの機会でござい

ますので、一言お答えさせていただきます。

いまもお話がちょっとございまして反対をして  
まいりましたけれども、法律が制定されるという  
ことになりましたので、あえてわれわれ新製品を  
つくりまして、税制上の優遇措置と申しますか、  
イコールフットイングと申しますか、郵便年金、  
それから保険の控除というような有利さを持つて  
いるものを、年金と同等のイコールフットイング  
というような形でぜひひとつ新しい商品を開発し  
ていきたい、またお願いしたいというふうに考  
えております。

以上でございます。

○正森委員 終わります。

○綿貫委員長 柿澤弘治君。

○柿澤委員 私は若干の時間を与えていただき  
ておりますが、十二時半までという事で皆さんお  
いでいただいておりますので、一問だけさせてい  
ただいて終わりたいと思ひます。

今度の銀行法改正の作業の過程で関係業界の御  
意見、行政当局との間でいろいろと話し合いがあ  
ったわけでございしますけれども、若干ぎくしゃく  
したのは、金融界としての意見がいろいろと足並  
みがそろっていなかったという点もあるかと思  
うのです。実は先週の五月八日の当大蔵委員会  
で、私の質疑に對しまして渡辺大蔵大臣も、銀行  
協会といいますが全銀協といいますが、そのあり  
方というものが少し変わって当事者能力を持つよ  
うになればもっとその点の話し合いがスムーズに  
なるのじゃないか、こういうお話がありました。

きょうは全銀協の会長さんにおいでいただき  
ますので、その点、現在の銀行協会のあり方、  
これが銀行界全体のコンセンサスをつくる上で  
ベストなのかどうか、その辺改善する余地がある  
のかどうか、その辺をお伺いしたいと思ひま  
すし、もしできましては吉國参考人、山口参考  
人、地銀協なり信託協会、これまた決して下部機  
構ということではなくて独立にあるわけではな  
いけれども、同時に全銀協のメンバーでもいらっし

る、そのあり方がこのままでいいのか、それとも改善の余地があるのか、その辺一言ずつお話をいただきたいと思います。

○村本参考人 お答えいたします。

いま柿澤先生の御質問、確かに全銀協のフェレンス健に切りつけられたような感じがするわけでございます。銀行界といたしましては、先般来非常に大きな問題がたくさん出てまいりまして、御指摘のとおり全銀協という中には若干業態を異にしておるものがあるというグループとしてあるわけでございます。それから、全体の利害、意見が一致する種類の問題と、そうでない、中で意見の対立がある問題との二つに分かれておるわけでございます。初めの全体の意見が一致する問題、たとえば窓販のような問題は全銀協として意見が完全に一致しておりますので、その意味での当事者能力はあるわけでございます。ただ、中でいろいろ意見が違いますが、ことにつきましては、ことに重大であればあるだけ機関決定をするのに暇がかかって、先生方からごらんになるとばたばたしておるというふうな御指摘を受けるのであらうかと思うのでございます。

それでは現在の機構にかえて何かほかの機構の方がいいのかという問題になると思いますが、金融界がそこまで細かく分かれていろいろグループ別になってしまふということは、先ほど私が申し上げました、これからの国際的、インターナショナルな金融界の対応から申してもやはりどうかという感じがいたします。

私ははなはだ不敏なのに全銀協会長を承りましたので、全銀協のリーダーではなくて、まとめ役というつもりで皆さんのおっしゃることをよく伺って、全銀協全体として当事者能力ができるようになるべくまいりたいと思っておりますので、何とぞ御指導をお願いしたいと思います。

○吉岡参考人 私どもの地方銀行協会は、全銀協に全体として属しながら別にできているわけでございますが、これも一種の歴史的名ものでございまして、戦前にいわゆる財閥銀行が国債のシンジ

ケートを結成して、それ以外の銀行が集まってやったというようなことでございまして、現在は、地方銀行というものが例の戦時中の一県一行主義で大体府県単位に集中して支店を持っております。活動がほとんどそこに制限されている。したがって、逆に申せば地方公共団体の指定金融機関というものはほとんど独占しているというような形になっておりまして、業態としてかなり共通のことが多いわけでございます。そういう点から地方銀行協会の存在意義というものは私はあるんじゃないかと思っております。もちろん全銀協の一部でもございまして、意見の衝突は十分に解決をしておりますけれども、地方銀行そのものの存在というものは、協会自体はやはりあってもいいかなというふうには思っております。

全銀協全体の問題というのはなかなかむずかしい問題でございまして、私も民間に行ってみまして、民間のいろいろな団体の組織改正などという問題は、行政機構改革と同じぐらいにむずかしいことで、なかなかこれはできないんじゃないかなと思っております。

○山口参考人 御承知のとおり、私も信託銀行は銀行法に基づく銀行でございまして、さらに兼営法で信託業務を兼営しているという兼営銀行でございまして、業務の実態を見ますと、御承知のとおり信託業務が中心になって主業というようになりまして、銀行法に關する意見につきましても、異論があつたわけではなくございせん。信託業務につきましてもいろいろ問題が起つた場合には、私も業務についての意見をいろいろ申し上げるということになります。それから全銀協の中の個別の銀行として全銀協に加盟しておりますだけに、いまの状態が一番適切ではなからうかというように考へております。

○柿澤委員 国会は立法院ですから、こういう重要法案についての基本的な問題について私どもが発言することは当然ですけれども、それ以前の業界間のさまざまな利害の整理調整、この辺は関係

業界の方々と行政当局とでパイプを通じてきちんとやっていただくことが一番大事ではないかと思つたので、その点今後、今度の問題でいろいろ派生的に出てまいりましたその間のきくしゃくを関係当事者の皆さんの御努力で解消していただくように私からもお願いをして、北裏参考人には質問させていただく時間がなくなりましたけれどもお許しくださいたいと思つた。どうもありがとうございました。

○綿貫委員長 これにて午前中の参考人各位に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ御出席の上、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

午後一時三十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後一時三十一分開議

○綿貫委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

銀行法案、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案及び銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案について、午前に引き続き、参考人に対する質疑を行います。

ただいま出席されております参考人は、日本長期信用銀行取締役頭取吉村勲兵衛君、全国相互銀行協会会長長谷川寛雄君、全国信用金庫協会会長小原鐵五郎君、全国信用組合中央協会会長鈴木進君、全国労働金庫協会理事長今井一男君の各位であります。

この際、参考人各位に一言申し上げます。本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位には、それぞれのお立場から忌憚

のない御意見をお述べいただきますようお願いいたします。

なお、御意見は委員からの質疑にお答えを願うことにしたいと存じます。何とぞよろしく御願い申し上げます。

また、本日は、本会議開会時間の変更により、当委員会も再開時間を変更いたしました。大変御迷惑をおかけいたしました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。沢田広君。

○沢田委員 参考人の皆様方、大変御苦勞様であります。皆様方にお述べをいただく時間がなく、すぐ質問ということでございまして、私の方からは、若干それぞれの立場から御意見を伺わしていただく、こういう気持ちでございます。

今回のこの委員会にかけられております法律案は、すでに御承知でもありますが、銀行法の改正、それから中小企業金融制度等のための相互銀行、信用金庫法、証券取引法の一部と、それから関連する法律、こういうことでございまして、それぞれ長銀なり、相互銀行なり、信用金庫なりあるいは信用組合なりあるいは労働金庫なり、今度の改正によってそれぞれの意見をお持ちになつておられるだらうと思つた。しかし、限られた時間でございますから、今度の改正に当たつてこういう点は前進と若干見られるだらう、大いに前進だと思われ方はそのとおり言つていただいで結構なんでもございまして、しかしこの辺はまだ不十分で、今後の課題にしなければならぬのではないかと、あるいは直ちに対処しなければならぬのではないかと、こういうようなそれぞれの関係者としては御意見をお持ちになつておられるだらうと思つた。ぜひその立場から、皆さんに、三つくらいということで、これは一つでも四つでも結構なんでもありますが、ただ時間の関係がありまして、それぞれ三つくらい挙げていただいたらどうだらうかというふうに私の方で判断をさせていただきまして、その点は御理解をいただきたいと思います。

それからもう一つは、大蔵失礼であります。都市銀行やその他のいわゆる大型といいますが金融機関と違ひまして、それぞれ長所を持っています。それぞれの独自性を持っておられる金融機関であります。ですから、その長所をこれから生かしていくためにどういう道がいいのか、今日の日本の経済の状況の中で、経済情勢がどう変わるかは別としても、われわれに与えられている道はこういう方向がやはり必要なんだということをひとつぜひお聞かせをいただきたい。

もう一つは、これは一緒にまとめてしまいたいが、これは後で申し上げますが、金融機関というものがあるに腐敗をしたり、いろいろと世の中の批判を浴びてきたことも御承知のとおりであります。そういうようなことで、社会的な責任というものをはりある程度確保されなければならないという国民世論の必然性もあるわけでありまして、その社会的な責任というもののどのように対処していったらいいのか、われわれはディスクロージャーとかいろいろ言っておりますが、皆様方の立場から、あるいは都市銀行あるいはその他の方々の分野にわたっておっしゃっていただいても結構です。何も自分のところだけでないに、あそこはけしからぬということ率直に言っていたら結構なんですから、そういう立場でひとつ、以上三つの点をまとめましたが、五、六分ぐらいの中でそれぞれお話をいただければ幸いですと存じます。

以上をもつて総括的に伺ひする点を述べて、委員長、順不同になりますが、並んでいる順といたうことでよろしいでしょうか。――大蔵恐縮であります。――吉村参考人、長谷川参考人、小原参考人、鈴木参考人の順でそれぞれお話をいただきたいと思ひます。

○今井参考人 一番小さい資金量の私の方からトツプを切るの心苦しいのですけれども、  
今度の改正は、私どもの方につきましてもは改正には違ひありませんし、前進にも違ひありません

けれども、当然皆さんの驥尾に付した横並びというところであります。労金につきましても若干の特種な事情がございまして、私どもの方にはかねてから統合ということを看板に上げておりましたが、一体それを受けつけるか受けつけないかというところで、五十一年に若干当局との間に紛議が起りまして、その関係から、当時大蔵省の官房長をしておつた長岡実君が調停に立ちまして、とにかくこれまで何にも改正してない、法律をつくらうから二十年もうちやらかしておいたということ、まずほかの金融機関並みに横並びしようというところで、具体案はすでに五十二年の暮れにはでき上がつておつたのであります。しかし労金法だけというわけにもいかないということで、延び延びになりまして今回まで参つたわけです。

今回の一番中心は、員外預金、員外貸し付けというところになっておりますが、労金は申すまでもなく消費金融でありまして、勤労者の基盤の上に立つております。その関係から、たとえば団地なんかへ行きますと、PTAの会であるとかあるいは子供の貯金会であるとかいろいろな団体がありますが、これがいまの現行法ではやはりひつかかるのです。それから、労働組合なんかでも、地方公務員等で、地公労法適用の組合とそうでない組合は連合会ができません。そうすると財団法人というのをつくつて福祉事業をやる、こうなりますとこれをまた法律上いけないということになるのです。そんな問題からして員外預金を認められたいわけでありまして、私たちは実を言うと、よその分野まで切り込みをしようという頭はありません。したがって、法律上、勤労者に関係があるというところで切つてはしかつたのでありますけれども、法律的にそれはちょっとむづかしいということ、数字的に二〇〇〇というところで刻むことになつたのであります。これは仕方ないことだと思つております。

そういうふうな関係でありまして、あくまで勤労者中心の、要するに生活金融、消費金融であつて、ほかの金融機関と分野が完全に違つております。

す。ところが、現在は金融戦国時代と申していいほどよその金融分野への切り込みが盛んであります。いわばわれわれの方の地盤が荒らされるというところであります。荒らされることは私どもももちろん構いませんけれども、そうなりますと、それに対してこちらも世間並みの取引範囲を広げてもらふということでありまして、それだけの問題でございます。

なお、沢田先生からもお話がありましたけれども、金融行政は法律で縛つてもどうにもうまくいかない、結局運用の問題になります。まず、財政関係のものは大体法律で切れますけれども、金融関係はそうはいきません。その辺が非常にむづかしい問題になります。戦争前には法律上のたてまえは別として、各金融機関がそれぞれの分野を保てるように、金利におきましても甲種、乙種の銀行、いまで言つたら地銀と都銀でありましたが、その間に日歩二厘という差がありました。日歩二厘はいまに直すと〇・七％であります。これが戦後一厘差になり、一厘が今度〇・一％になりました。結局どの金融機関もすべて住宅貸し付けをやる、われわれがやっておるような教育金融もやるというふうな時代になっております。特に異種金融機関の合併もよろしい。法律的にどうか知りませんが、むしろ運用上各金融機関がそれぞれの分野をそれぞれ担当してやるような行政が望ましいということを申し上げたいのであります。なかなかむづかしいのでありますけれども……

と同時に、戦前と違ひまして中小金融機関の、特に私の方は地方の財務局、財務部、特に府県の方の監督を受けている関係から、何といひますか、余り知識のない方が相当大げな検査に見えまして、かなりよいなことまでやっていただいてあります。もちろん検査は私どもも助かりますからいけないというわけじゃないのですけれども、私どもかつて検査官をやつたことがあるのですが、その時代に比べますと、私どもは検査官一人、それに随行が二人、それで三日ぐらいで大体普通の

銀行は済んだのであります。ところが、最近では労金を見ますのが多いときは二十人、しかも二週間やるのです。人が足りないときは公認会計士なんか連れてこられる。失業救済かもしれませんけれども、受ける方はかなり迷惑であります。

なお、社会的責任の問題であります。私どもの方は、常勤以外に非常勤の理事が直接、労働組合を代表しましてよいことまでたくさん口を出されます。のみならず、金利一つ上げますのも、支店一つつくり出すのも会員代表の機関にかけないでできません。そういう意味では模範的にオープンになっておると言いたいのであります。この点はばつていいと思ひますが、それだけに若干の問題もあります。いいことばかりとは申しません。

時間の関係でこのくらいで……。  
○吉村参考人 それでは前段の御質問からお答えさせていただきますと思ひます。

今回の一連の法の改正は、わが国が経済社会の転換期を迎える中でそれにふさわしい金融のあり方ということが検討されておるわけでありまして、その内容は、金制の答申にございまして、金融機関は自己責任の原則のもとに健全経営あるいは効率化を追求するとともにその公共性を発揮しなければならぬ、その精神の具体的な表現が今度の法律の根幹じゃないかと思ひまして、そういう点では非常に適切なんじゃないかと思ひ、今度の改正は金制の答申の趣旨を生かして、業態別の分業、専業体制を堅持してそれぞれの専門性を発揮していくべきである、こういう精神が再認識されたという点を高く評価している次第でございます。

長期信用銀行法の改正案につきましては、金融債の発行限度が動いております。従来、自己資本の二十倍が限度でございましたが、今度三十倍に考えたかどうか、こういう法案でございますが、私どももいたしましては長期信用銀行の使命の遂行上からも、また健全経営という点からも非常に

結構なんじゃないかと思ひまして、ぜひよろしく御審議いただきたいと存ずる次第でございます。

それからもう一つは証券業務についてでございます。それけれども、私どもの銀行は、御存じのように金融債を發行することを根源の資金調達源としておりますから証券市場には非常に密接な関係を持つてゐる性格の銀行でございます。現行の長期信用銀行法によりまして公債の販売は本来業務、本業務に規定されておるわけでございます。また第二に、長期信用銀行法は二十七年にできまして証券法の後法になるわけで、私どももいたしましては、その公債の販売につきましては証券法上の認可は要らないという気持ちでおつたわけでございますが、今度の法体系の整備で、これは認可をとるんだ、必要なんだ、こういうことになったわけでございます。これは法体系の整備という点から見るとあるいはやむを得ないかも知れませんが、その法の運用につきまして今後懇談会なんかで御諮問をされるようでございますけれども、改正法案によりまして、やはり長期信用銀行法による窓販は本業である、それから銀行法によればこれは付随業務、こういうような形は出てきておるわけでございますし、私どもの銀行の特殊性及び従来の証券業務の実績を御考慮の上ひとつ優先的に御配慮いただきたい、こう思う次第でございます。大体以上でございます。

それからもう一つの御質問の社会的責任という問題でございますが、やはり金制の答申に長期金融に期待されるものというところがございまして、もうすでに御存じでございますし、簡単に繰り返しますと、今後長期信用銀行は専門性を發揮して、産業構造の転換でございますとか資源エネルギーあるいは技術開発、そういうようなより長期の資金を要する部面あるいは社会開発、あるいは以上のような業務に関連する国際業務などについて専門知識と取りまとめ機能を發揮して国民経済の健全な発展に寄与するとともに、あわせて国民生活の向上に寄与することを期待する、こういうようなあれでございますが、そういう期待にこたへまして長期信用銀行の使命を果たしていくことが社会的責任じゃないかと覚悟してゐる次第でございます。

○長谷川参考人 長谷川でございます。一言お答えいたします。御承知のとおり、銀行法は金融制度の中核でございます。普通銀行にかかわる法律でございますが、私ども相互銀行といたしましても、銀行法の条文を多数に準用することになっておりますので、今回の改正案が成立いたしますことを強く期待いたしております。金融制度調査会を通じて私どもの要望いたしました件が多数に御配慮いただきまして、今回の改正で相互銀行の業務範囲が普通銀行と全く同じになったということは非常に高く評価いたしております。

○小原参考人 小原でございます。先ほどお話のございました金融機関の社会的責任という御質問でございますが、私ども信用金庫といたしましては、皆さんも御案内のように、金融機関としまして、中零細企業を健全に育てるため、金融を通じて努力することが第一の要件でございます。二番目には、国民大衆の家庭経済を豊かにするために努力すること、それから三番目には、信用金庫は地域の金融機関でございますので、地域の発展と申しますか、地域の開発と申しますか、そういったようなものに努力する、この三つが信用金庫のビジョンでございます。

このビジョンを健全に守り、またまじめに守っていくことが社会的責任を全うする道ではないかというふうに私どもも考えて仕事をやっておりますわけ

でございます。そうした観点からいたしまして、今回いろいろと法律の改正案をお願い申し上げたわけでござい

ます。第一番に外国為替業務の取り扱いの問題でありま

すが、現在信用金庫の取り扱いとしておる為替業務は内国為替に限られております。しかし、皆さんも御案内のように、わが国経済の国際化の著しい進展に伴い、信用金庫の主要取引先である中小企業の貿易取引への進出は目覚ましく、また海外渡航者数も毎年増加し、このような状況を反映して、地域の中小企業等からの信用金庫に対する外国為替業務の取り扱いの要望は日増しに高まっております。現状でございます。このような実情からしまして、信用金庫の取引先である中小企業等の要望に適切にこたへていくよう、ぜひとも実態に即した制度の改正をお願いいたしたのでござい

ます。第二は、信用金庫の融資対象となる法人会員の資格の問題でございます。現在、信用金庫の法人会員の資格基準につきましては、従業員基準と資本金基準が法律で定められておりますが、このうち資本金基準については、経済の進展に即応した弾力的な措置が可能となるよう、これが政令への委譲についてお願いをいたしたいわけでございます。

中小企業の資本金規模は、経済情勢の推移や経営環境の変化等に応じて逐次拡大をしております。このような資本金規模の拡大の実態に弾力的に対応し、これらの中小企業を引き続き会員として取引を継続させ、その金融の円滑化を確保すること、は、国民経済的にもきわめて重要なことと存じます。

また同時に、現行の資本金基準二億円は昭和四十八年七月に設定されたもので、すでに八年の長期間を経過しているものでありまして、この間の中小企業の資本金規模の拡大等に照らし、これを四億円に引き上げていただきたいと存ずる次第でございます。

第三は、各種公庫、公団等の資金の取り扱いについての問題でございます。現在、信用金庫は、政府関係公庫、公団等の業務については、その委託を受けて数多くの取り扱いをいたしておりますが、これらの機関の余裕金の運用等その資金の取り扱いについては、当該公庫等の法律において銀行に限定されている場合が多く、信用金庫は業務上の制約を受けているのが現状であります。

信用金庫も他の金融機関に伍して今日では遜色ない金融機関に成長しているわけでございまして、これらの面について他の金融機関と同様の取り扱いが可能となるようぜひとも御配慮をお願いしたいと存ずる次第でございます。

以上申し上げまして、私のお答えといたしたいと思います。

○鈴木参考人 銀行法改正並びに関連法に關しましての御質問でございます。このたびの銀行法の改正に關しましては、私ども信用組合といたしましても大いに歓迎をいたしている次第でございます。また、関連法の改正、いわゆる中企法並びに協金法の改正案につきましては、私ども内国為替を含めて八件の改正要望をお願いしておるわけでございますが、これらの要望事項が十分に織り込まれてございまして、そういう意味合いにおきましてはきわめて満足をお願いしておる次第でございます。

さらに、金融機関としての社会的使命はどうかというお尋ねでございます。

私ども信用組合は、協同組合組織の金融機関でございます。一つには信用組合としていわゆる信用秩序、この維持をまず第一として図ってまいっております。第二は預金者保護、第三はすべての組合員に対しまして円滑なる資金の供給、こういうことを心がけてまいっておりますのでございまして、今後これらに重点を置いてまいりたいと思つております。

さらに、金融機関にはいろいろそれぞれの特性

を持っておる。けれども、今度の法律改正においてそのいいところ悪いところはどうかというような御質問のように承ったわけでございませうけれども、信用組合の機能は御承知のように、中企法、協金法によりましてそれぞれの行動の限定をされてまいりましたが、今回の改正法律案によりましては、組合員の要望にこたえ、この長所を十分に生かしながら組合員のための利便を可能とするよう努力を怠りませんつもりでございます。

以上、簡単ではございますけれども、三つのお答えを申し上げたわけでございます。

○沢田委員 次の問題に入ります前に、全国信用金庫法の関係で、法律ではこれは委譲となつて、政令では四億円に決めるというのが政府答弁になつておりますので、その点は御要望がもうすでにほぼ達せられてゐる分野に属するといふふうに思ひますので、念のためこれは申し添えておきたいと思ひます。

続いて、今度政令にゆだねることになりました土曜日を休日と、いままでは土曜日は営業をしておつたわけでありますが、土曜日を金融機関が休みますと、中小企業や会員が困るのだ、こういう意見がございします。この土曜日を休むということがどういふ影響があるのか。実際にたとえば手形であるとかあるいはその他の小切手もそうであります。そういうものが土曜日を休んだ場合に取扱いがどうなるか。読み直して、結果的には月曜日に入れば、それが土曜日に入つたもの、土曜日の入金とみなす、こういう読みかえ規定にすれば、中小企業の人たちも別に困るという論理はないんじゃないかといふふうに考へてゐるわけでありませう。別に中小企業の人たちが困るという論にこだわるわけではございませんが、せっかく今度法律改正して土曜日も休めるようになるというところでありますから、それに対応するひとつお考えをお聞かせをいただきたい。その一つは、どういふ段取りでこれを実現をしていくのか、またその意思はあるのかないのか、そういうふうなところからひとつお答えをいただきたい。

それぞれまたこれも簡潔にひとつ、私の持ち時間は二十六分までんであります。その点を御考慮の上御回答いただければ幸いですと思ひます。

○今井参考人 御承知のとおり、労働組合としては週休二日制をかねてから要望してあります。が、しかし、これが預金者という立場に立ちますと、どつこい簡単にまゐりません。もちろん今度給振りその他を扱うようになりますと、やむを得ない会社方面の金も残高としては残ります。そういう関係もございしますので、やることに異存はありませうけれども、やはり一斉でなければならぬ、郵便貯金だけが例外になるようなことになると思ひます。この問題は起るのじゃないかといふことを残念ながら申し上げなければならぬというのが現状でございます。

○吉村参考人 土曜日の問題でございますけれども、これは勤労者の生活向上でございます。先進国の労働時間の短縮の問題やら考えますと、これは世の中の流れじゃないかと思ひます。それで、土曜日を今度の改正法で可能になりましたことは、私は非常に高く評価する次第でございます。ただ、金融機関というのはサービス業でございます。まだ実体経済が休んでないのに取引先、お客さんに迷惑をかける、一方的に休むというものはおなじみのあれになります。社会的なコンセンサスを何かつくる工夫を考へる。そういうことが満たされれば何ら異存ない所存でございます。そういう考へでおります。

○長谷川参考人 お答え申し上げます。ただいまの週休二日制及び営業時間の問題でございますが、先ほどもお話がございましたように全金融機関一斉にやる、これが一つの条件でございます。そのためには全国民の合意が必要じゃないかと思ひます。いままでの商習慣もあるわけでございますが、銀行というのは一体だのためにあるのか。これは取引先のためにあるわけでございます。取引先を不便をかけるということには絶対にやつてはならないと考へております。機械化も非常に進んでおりますし、預金自動預入機とかまた払出機というふうな機械も十分普及いたしておりますので、土曜日、日曜日に機械の稼働ができるように御考慮いただけたら非常に幸せじやないかと思ひます。また、金融はむずかしいございします。相談業務については土曜日には店をあけるといふふうな便法も考へていただく余地があつたら考へていただきたといふふうな希望を持っております。どうぞよろしゅうお願いいたします。

○小原参考人 ただいまの週休二日制の問題は、私も少しはしては、いま時代の要請だといふふうに考へておる次第でございます。そこで、週休二日制を實行してまいりますためには、ただいまお話のございました全金融機関が週休二日制をやるといふこと、特にこれは民間の金融機関ばかりでなくして、郵便貯金においてもやはり週休二日制を同時にやつていただきたといふことが私の条件でございます。それと同時に、私も中小企業なり国民大衆の金融機関といたしまして、中小企業なり国民大衆の方々、いわゆる取引先の人たちが、私たちが週休二日制をやつても差し支えないといふふうなコンセンサスが得られる時期が来ましたときに週休二日制を實行していただくことがいいんじゃないか、こういうふうな考へておりました。決して反対ではございませんで、前向きに検討すべき問題といふふうに考へておる次第でございます。以上でございます。

○鈴木参考人 週休二日制は、社会の大勢がその機運に向いておるといふことは、私もはっきり把握をいたしておるわけでございます。信用組合といたしましては、まず全金融機関の大勢に順応をするということが原則として考へられております。御承知のごとく信用組合は地域信用組合、業域信用組合、職域信用組合と三者に分かれております。職域、業域というふうないろいろな場所における特性がございしますので、一樣一体にはま

りませんけれども、もしそういうことが施行されるという晩におきましては、行政の御指示に従いながら、また行政と十分に御相談申し上げながらこれを實行してまいりたい、こう考へております。週休二日制は賛成でございます。

○沢田委員 いろいろなことわざがありますが、先に行くのはいいけれども、みんなが一緒に行くなら行きたい、結果的にはこういう御答弁なんでは、まず陳より始めよといふ言葉もございします。信用組合さんなりあるいは信用金庫さんなり労働金庫さんなりは、ある意味においては特定の、員外組合員もおられますけれども、主として特定の方々を対象としておられるわけでありませう。ひとつわれこそは先駆けてというお気持ちはないかどうか。ひとつ自分のところから先鞭をつけて、その中のいろいろな状況というものを考へながら、たとえば最悪の場合それを戻してもとかく一回実験をしていく、試行錯誤もあるかも知れませんが、ひとつ一般的な金融機関でない場所から実施をする、そういう点はお考へいただけないかどうか。重ねて恐縮であります。これは一応特定の組合員を抱えておられる労働金庫、信用組合、信用金庫の三参考人にひとつお伺いをいたします。

○今井参考人 特に私の方は立場上御説に従いたるところであります。いかにせんいまのコスト計算からいいますと、労金などは一番小さな金を扱っております。それで、貸し出す方は大銀行さんに近いのであります。そのコストの幅はいま非常に苦しい状態にありまして、特に近年引き下げによりまして公定歩合が大きく変動いたします。これがもろにかぶつてくるわけでありませう。特に来年、再来年は、見通しをいたしましては経常収支が九〇〇を越すあるいは一〇〇を越すような金庫が出るであろうと考へて、その際に遺憾ながら勇敢にトップを切るほどの、何と言いますか爆弾勇士にはなりにくい状態に現在ござい

ます。

○鈴木参考人 やつてみてまずかつたらもとに戻してはどうかというお話でございすが、私も、いま今井さんが言われたように特に最近いろいろな問題で預金が非常に下がつており、貸し出しの分野におきましても大変苦しい運営をしておるやきに、犠牲を払ってまでこれをやる、またはその先鞭をつけるというようなことの勇氣はございせん。したがしまして、大勢順応というところについていきたい、こう考えております。

○小原参考人 この問題につきましては、現在、金融機関も競争が非常に激しい時代でございす。ですから、われわれが先鞭をつけまして週休二日制をやるといふことになりますと、中小企業なり国民大衆のコンセンサスがまだ得られていないときにやるといふことになりますと、いま預かつております預金もほとんどは引き出されてしまふというおそれもございすので、これはやはり一緒にやらせていただくということ以外に道はないのじゃないか、こういうふうに考えておりますのでお答え申し上げます。

○沢田委員 長期信用銀行法の第一条の法律的目的には「その業務の公共性にかんがみ、監督の適正を期するとともに」といふふうに明記をされております。これは外国為替銀行も同じなものであります。それから、相互銀行も「その貯蓄の増強に資するため」、「金融業務の公共性にかんがみ」と書いてあります。それから、信用金庫の方も同じように公共性をうたつておるわけです。それから、労働金庫は労働者の組織する金融公庫としての健全な発展といふことで「福利共済活動のために」といふふうに書いてあります。銀行法にはこの公共性といふことは実はうたわれてないのでありまして自主性を尊重する、今度よけい上回つたようなことが出てくるのでありますが、こういう点は公正にお考えになりませんか、ひとつ長期信用銀行さんからお答えいただきたいと思ひます。

銀行法は「預金ノ受入ト金銭ノ貸付」といふふうになつてゐるわけですが、銀行法の方にはそういう自由性がさらに強調されてゐる。その他の銀行には「公共性」といふことでより一層縛られてゐる。こういう点についての意見をちよつとお聞かせいただきたいと思います。

○吉村参考人 普通銀行にないのは、それがもうすでに前提と考へられてゐるのじゃないかと思ひますが、特にその他の法律に公共性をうたつてゐるのは、恐らくその立法趣旨は特殊な金融機関であるといふ点を強調されてゐるのじゃないかと思ひるのであります。

○沢田委員 時間の関係がありますから、それはそれで終わらせます。

相互銀行の会長さん、相互銀行も「公共性にかんがみ」と書いてあるんですが、若干公共性に沿わない分野が多いんだらうと思ひます。全国不肖銀行協会会長さんになつちやうんじやないか、相互じやなくなつちやうんじやないかと思ひます。このところいろいろと事件が出てきておるのであります。内部で自浄作用、自分の力で肅正といひますが、そういうことを牽制をし抑制をするといふ機能は働かないのかどうか、その点をお聞かせいただきたい。

○長谷川参考人 お答え申し上げます。私どもの定款の第十一条でございすが、「本会の信用を害する行為または違法もしくは不当の行為があつたとき」は除名する、こういう項目があるわけですが、金融機関の公共性から考えまして、除名といふような角立つた行為が影響するところまた波及するところが大きい、こういうふうな判断からセーブをいたしまして、いま先生のおっしゃるやうに業界全体ができるだけ自肅をして体力強化に努める、これが現在の段階の相互銀行の姿勢でございす。どうぞよろしくお願ひいたします。

○沢田委員 よろしくお願ひされても困るのであります。たとえば今回誠備グループのやうな不祥事件が出てきて、中には相互銀行さんなどが相

当加わつてゐる。まさに公共性と相反する。その利益を追求したといふことの行為それ自体は別として、少なくとも公共性にかんがみたとはいへない、背中を向けていたといふことになるんじゃないかと思ひます。

問題は、除名ができなかつたら他に方法はないのか。お互いにそういうことを自肅したり抑制をしたり、あるいは注意を合つたりという方法はないのか。除名は酷だからできませんと、そのまゝ温存してゐる。いつになつたつて相互銀行は不肖銀行、不信用銀行になつてしまふ、こういうことになるわけでありまして、それをわれわれがこ

ういふに言うんじやなくて、みずからの力で皆さんの協会の中でみずから律する、そういう力を發揮していただきたいという期待を持つてゐるのであります。いかがでしよう。

○長谷川参考人 先生の御趣旨は十分理解はいたします。しかし、業界といたしましての力の限界もあるわけではございません。これは行政の方へ任す方がいんじやないかと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○沢田委員 そうすると、銀行局の監督をより一層強めることの方が望ましい、こういうふうなことに受けとめてよろしいですか。

○長谷川参考人 銀行の監督は一期に一回確実に実行いたしておりますし、日々の業務についても厳重な監督をいたしております。しかし、限度がございす。これは監督官庁の検査その他の指導の方が重要ではないかと思ひます。

○沢田委員 さつき今井参考人からは労働金庫では二十人もの公認会計士を連れて二週間もやつてゐる、そういうところもあるかと思へば、一方、やりながらちつともそれが発覚しないでゐる、そういう点、われわれにはきつめて不均衡に感じられるんです。さつき今井参考人はそういうふうにも言われたんですが、相互銀行では二十人で二週間くらいやるんですか、それともどの程度の期間やられてゐるんですか。

は、年に二回決算期から決算期まで、店舗の数も私のところは多いわけではございすが、ほとんどが公認会計士が入つてゐるやうな状態でございす。二週間ぐらゐの短い期間ではございせん。

○沢田委員 いや、私が言ったのは、公認会計士以外に大蔵省の監督——公務員と言つた方がいいでしょう、公務員が伺つてゐる期間。

○長谷川参考人 大蔵省の検査は大體二年に一回実施せられておるやうでございすし、そのほかに日銀の検査が二年に一回ございす。組み合せてみますと、毎年大蔵省の検査か日銀の検査が実施せられております。

○沢田委員 時間がなくなりまして大変申しわけありませんが、そのぐらゐ検査されてゐるあゝい問題が、大光だ、徳陽だ、東京相互だ、あるいは平和だ、こういうやうにたくさん出てくるというのは、どこに欠陥があるとお考えでしようか。

○長谷川参考人 ただいまの先生の御質問でございすが、最近起こりました三つの不祥事件、共通項目一つを取り上げますと、同族経営に根ざしてゐる経営の相互銀行がそうした不祥事件を起こした、これが共通の問題でございす。できるだけこういう点については今後とも注意をして経営をやつていくやうにお互いに自肅をやつていきたい、こういうふうにご考慮して、開かれた経営、非常にきざな言葉でございすが、そういう申し合わせをいたしております。

○沢田委員 長谷川参考人だけをいじめるやうで申しわけないのでございすが、相互銀行の会長になつた連だと思つてひとつ御理解をいただきたいのであります。同族ファミリーであるところであることはわかりました。しかし、これだけ検査をやつて、監督をやつて、よつてなおかつ発生する原因はどこにあるのであらうかといふことでお伺ひをしたわけではございす。

○長谷川参考人 非常に光榮でございす。たびたび発言の機会を与えていただきまして、同族経営と申しましてこれは非常に概念が漠然といつておるわけではございすが、一番特徴

的なことを申しますと、同族であるから問題が起るのじゃないかに、経営姿勢が少し偏り過ぎておるのじゃないかというところに問題があるのじゃないかと思ひます。同族という形じやなしに、経営者の姿勢に欠けたところがある、私はこういうふうに考えております。

それともう一つは、相互銀行は株式組織でございますが、経営と資本との分離が不分明であるというところに問題点があるような感じがいたします。これは感じてございますが……。

○沢田委員 時間が来て、最後になりましたが、今井参考人にお伺いします。

労働金庫、各都道府県にあります、全国統一への道筋というものはどういふふうにお考えになっておられるか。いまの府県にありましますものを全国統一することによって、より資金の有効利用等も図られるのではないかと気がいたしますが、その御見解をお聞かせをいただきます。これで終わりますから、参考人の皆さんの今後の御健勝をお祈り申し上げて、私の最後の質問にいたしましたと思ひます。

○今井参考人 労働組合も協同組合の一種でございますが、協同組合となるといふと、これは地域性という問題がすぐ起ります。個人と個人の集まりであるといふと、地域性といふことが起るのは当然でありますけれども、労働金庫は労働組合の協同事業といふことであります、若干意味が違ふのであります。特に最近では、自分の住んでおる県と勤めておる場所と違ふところがたくさんあります。のみならず、転勤もござります。また全国の組合もあります。こういう人たちが金庫によって利子が違ふ、様式も商品の種類も違ふと困るのですね。たとえば労働組合の主導でやっておるだけに、各金庫は自主性を持っておりまして、いいか悪いかわかりませんが、そのために、たとえば機械化をやる場合におきましても大変な苦勞が伴うのであります。これは、資金の合同よりもむしろその点におきまして統合しなければ本当の総力は発揮できない。ただ完全な統一

ではないのであります、私は、いわゆるユナイテッドステーツ、各金庫は州的に独立しまして、それを一方全体で連盟的にするような統一、こういうことを願つておるわけでありまして。

○沢田委員 参考人にはどうもありがとうございます。

以上で終わります。

○綿貫委員長 堀昌雄君。

○堀委員 参考人には本日御苦勞さまでございまして。ちょっと最初に、午前中にも伺いましたので午後御出席の皆様にも伺いたのであります、昨年の三月、所得税法が改正をされました、御承知のようにグリーンカードという制度を導入して、昭和五十九年一月一日からは利子の総合課税といふこととあわせて郵便貯金及びマル優預金が公正に行われるようにしたいという制度が国会で成立をいたしましたのであります。自民党の中で一部意見があるようでありまして、けさの新聞を見ておられますところでは、制度の実施の時期等はそのままやるといふことにどうやら決まつたようでございます。この当事者であります金融関係の皆さんのこれに対するお考えをひとつ承つておきたい、こう考えております。

現在の日本の課税状態を見ますと、昭和五十六年度では給与所得者は約三千四百万人が納税をいたしておるわけでありまして、それに対して農業所得者、これは専業農家でありまして、農業所得者は二十一万人、中小企業関係の事業所得者が二百八十七万人といふことでありますから、両者を足しましても実は給与所得者の十分の一に足らないという程度の納税者の構成になっておりますし、所得税負担においては、今度の大蔵省の発表で見ましても、給与所得者の所得税の伸びは非常に伸びておりますけれども申告所得は伸びが非常に低いといふことから見ましても、税制の公平という問題で実は非常に大きな問題を持っておるわけでありまして、そういう結果、実は預貯金の上においてもいろいろ問題があるのでひとつこれを公正

にやりたいというのが私たちの考えでありますし、いたします、これは日本の税の公正のために何としても避けられない制度である、これが第一点です。

第二点は、いろいろと郵貯問題というのが起きてまして、民間の金融機関の皆さんいろいろと御意見があるようでありまして、この郵貯も今度のグリーンカードが実施されることによつて名寄せが完全に行われることが可能になってまいるわけでありまして、現在郵貯の定額貯金はその口座数が二億四千万といふことで大変な口座数に上つておりますから、これがグリーンカードによつて正常な形に集約をされてくるということは、今後の、いまの金融対策上にも非常に大きな意味を持つもの、私はこう考えておるわけでありまして。

そこで、この問題について御賛成か、あるいはもしい御反対といふのならばどういふ理由で反対をなさるかといふことをひとつ簡単に答えをいたしたいと思ひます。順次お答えをお願いいたします。

○今井参考人 貯金に対するグリーンカードの問題は、お話しのとおり。また郵貯も完全につかめます。ただ、不健康なのは配当との関係であります。日本の会社数がいま百二十万もあります。有限会社等を合わせると大変な数であります、その方の源泉といふますかつかみ方は不可能と云つていいのです。ですから、株を持っておる人の方は預金者よりもはるかに力が強い人たちが持っているものであります、配当を野方図にしておいてはグリーンカードの方はできません。こつち側だけいじめるのじゃ。特に貯金の方こそ皆さん皆秘密にしたいのです。結局利口な人は宝石をかう。書画骨とうをかう。まあ海外預金まで考えるような人はほくほくと思ひます。たんと預金になつても大変であります。ですから、配当の方に対する一般の総合課税が完全にできるといふ前提においてグリーンカードも貯金に対して

やるべきだ。貯金だけやりますという差を一層大きくすることになります。だから、勤労者だけいじめられるという意味において、私はいまのグリーンカード制度は個人として絶対反対であります。反対じゃなくて、こつち側もやらないからいかぬというわけですね。日本の税制を考えまして、預貯金並びに公社債の利子については、大正時代から戦前は全部グリーンカードであります。配当は昔から総合です。といつてつかめないのです。現に支払い調書を出すのも税務署が配当の方に非常に甘くしております。申しわけありませんけれども……。

○吉村参考人 不公平税制の問題から原則は賛成でございます。ただ、いまお話が出ましたようなその問題と、それから実物資産へ逃避させない工夫、これは逃避しますと非常に金融的に混乱が出てくるのじゃないかと思ひますし、そういう点を考えていただまして、慎重にひとつお考えをいただきたいと思ひます。

○長谷川参考人 法律は通つたものでございまして。法律には賛成いたします。しかし、窓口で非常に手数料がかかる、その上グリーンカードを実施する費用と増収になるものとのバランスがどのようになるか、十分御検討の上で実施に踏み切つていただきたい。

もう一つは、郵便局と差がつかぬようにぜひお願いいたしておきます。

○小原参考人 国会で決まつたものですから私どもどうこう申し上げるわけではありませんが、ただ、問題は、あれを実施した場合に、大蔵省でもあれを調べるために大変な人が要るのじゃないかと思ひます、また、金融機関も大ぜいの人を要するのじゃないか、こういうふうに通つていまして、現在非常に合理的に国の政治もやりたいという際に、人が大ぜい要るようなことになつて、また、金融機関もたくさんの方が要るようになって、たのびではないかと思ひます。ですから、そういうことのないような方法を考えていただく必要もあるのじゃないか、こう思ひます。

それから二番目には、先ほどいろいろお話のございましたように、今井さんからもお話がございましたように、これがために民間の金融機関に金が集まらなくなつて、それは郵便局へ行くかも知れませんが、郵便局に行つても国の中だからいいじゃないかと言いますけれども、民間の金融機関が預金が集まらないという事態が来たときには、やはりいままでの戦後の経済の復興というものは民間の金融機関がいろいろと心配したために今日の復興にも役立っているのではないかと、こう思います。そういう意味からいまして、やはり民間の金融機関からはかにシフトしないような方法をひとつ政府なり国会の方で考えていただきたいということ。

それから、郵便貯金にシフトするという問題については、私は最初からかなり反対してそれを申し上げてきて、大分変わつてはきました。けれども、われわれが本心に安心してあれがやれるような方法にぜひ御心配願いたい、こう存する次第でございます。

以上でございます。

○鈴木参考人 課税の公平という面から考えますならば、私はこのグリーンカード制度はいい結果であらうと思います。しかしながら、私も中小専門金融機関がいま非常に困つていて、問題は、それは日本経済の形態もございまして都市銀行の進出という問題もございまして、大きな障害というものは、やはりグリーンカード発想以来の郵貯へのシフトということがきつめて大きな障害を来し、むしろ大きな弊害をこうもつておるといふことでございます。私も信用組合はささやかなものでございまして、最近では中小零細企業者に対する融資の金をどうしてつくるかというふうなことで大変上部団体にお世話になりながら融資をしておるといふような現状でございます。そういう意味から申しますならば、いまの郵貯の持つグリーンカード対策の一つの手段としての点は余り結構じゃない。やはり官業が民業を圧迫してしかも優先するといふようなたてまえは完

全にこれをよしてもらう。そして私も民業と官業、いわゆる郵貯とは絶対にイコールフットイングでなくちゃならぬ。また、一番大きな問題は、限度管理という問題をもっと適切に——私も、現に国税庁が三百万円の限度管理に關しては、ややかましく追及をいたされておるわけでございますが、こういう面においても郵貯に何らかの形において限度管理というものを国の力をもつて徹底してもらいたい、そういうことをここにお願い申し上げる次第でございます。

○堀委員 相互銀行にお伺いをいたします。

実は昭和四十八年六月二十一日の参議院の大蔵委員会でも中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議というのが行われておりまして、「政府は、相互銀行等の中小企業専門金融機関における、政府関係機関及び地方公共団体等の公金取扱業務の充実に努めること。」という附帯決議が参議院の大蔵委員会でも付されたわけ

です。それでは現状はどうかといつてちょっと調べてみますと、五十五年三月の公金預金残高は、業態別に見ますと、都銀が一兆八千億、地銀が三兆五千億、信用金庫四千五百億、相互銀行三千七百億、こういふことで、こういうグループとしては相互銀行は一番低いランクにあります。

この附帯決議が行われてから、政府は充実に努めることと書いてありますが、なかなか政府といつてもそう簡単にはいかないもので、これはやっぱり主として相互銀行自体がそれなりの努力もなさねければならぬのではないだろうか、こう思ふのでありますが、これについての相互銀行としてのお考えを承りたいと思ひます。簡単にお願ひいたします。

○長谷川参考人 ただいま非常にありがたい御質問をいただいたわけでございますが、公金につきましては、四十八年以來関係各位の御努力によりまして、歳入金の取り扱いは全行が行うようになりまして、また、一般代理店につきましても、現

在五行が日銀の一般代理店として仕事をさせていたいております。しかし、公団、事業団等政府関係機関については全然配慮をいたしてございせん。

それから、いま先生おっしゃいました四十八年以來、政保債の相互銀行の引受額でございますが、累計で申しますと四十八年から四百六十六億圓という大きな額の政保債を引き受けたわけでございますが、政府関係機関の私も相互銀行に対する取引及び預金実績は、国会の決議にかかわらず、現在見るべきものはございせん。地方公共団体につきましては、私も地域金融機関として、地域に密着して、地域からお預け願つた預金についてはできるだけ地方公共団体の起債その他で、地方債縁故債を引き受けて還元するように努めております。地方公共団体の取引は進行いたしております。どうもありがとうございます。

○堀委員 次に、信用金庫の小原会長に伺いたいのですが、実は行政改革の問題が非常に大きな問題になりまして、私は、行政改革というのを言い出しているのは行政管理局でありますから、行政管理局も地方監査局というものを少し整理をしたかどうか、こう考えるのでありますが、大蔵省もこれまた随分始めよ、何かやるべきだろうと、いろいろと私どもの立場で調べてみますと、いま地方に財務部というものが四十一ぐらいございまして、財務部の内容を調べてみますと、一つは国有財産の管理、これは確かに財務局でやるというところでは国民に直接いろいろと関係がありますから、どうも残しておく必要がある。その次に、資金運用部の貸付関係というのは自治体との関係ですから、これは少々距離が離れても、自治体は金を借りる方ですから、財務局へ来ればいい。公務員宿舎の管理については、自分の枠の中のことだから、何も財務局がやる必要はないから、これも財務局でやればいい。さらに残つておりますのが、信用金庫の検査事務ということでございます。さつき今井参考人のお話しになりました、最近はどうも検査業務というのは昔と違つて

ずいぶん精緻になっておるようでありまして、私も、私は検査業務をやめると言うのではないのでありますけれども、これはひとつ財務局に移管をして、人間を縮小して財務局で処理することにして、いまの財務部にある検査官というのをもやめたらどうか。そうしますと残るのは国有財産の管理だけになって、あとの三つのパートはなくなりまして、財務部と土地は、この際公正な対応で払い下げるということにしたらどうかというのが、実は私の個人的な見解でございます。

しかし、ただ検査がなくなればいいということではなくて、信用金庫は協同組織でもありますが、そこは信用金庫連合会等の組織もありますので、地方のそういう問題の検査がなくなつたら事故が頻発したなというところでは、提案者である私も、おまえがつまらぬことを言うからこうなつたと言われているのでありまして、そういう問題については信用金庫連合会なり信用金庫協会なりが責任を持つて対処できるということを公式にここで小原会長から御答弁がいただければ、私はこれをひとつわれわれの方針として推進したい、こういうふうな思つておるのでございまして、小原会長の御見解を承りたいと思ひます。

○小原参考人 お答え申し上げます。現在信用金庫は、大蔵本省と地方の財務局と各県の財務部と、三段制になっております。ところが普通、地方銀行さんでも相互銀行さんでも、本省と地方財務局だけでございまして、財務部は別段関係ないわけですね。ところが、われわれの方だけはそのような三段制になっているのです。いまから三十年前に信用金庫法ができた。人間でたとへるなら、幼稚園から小学校の時代は財務部のお世話になつたと思ひます。けれども、その後三十年たつて、今日では中学なり高校なり、大学も卒業して、三十年ですから三十歳という年を迎えて、そういうときにまだ昔の幼稚園時代の着物を着せられるということになるとどうかと思ひまして、私も、どつちかといえば、財務部は人が

いまだ少ないですから、検査をなすつもりでもそうはつきりした検査はできないので、どこでもみんな財務局の人が検査しておりますし、財務局の検査で十分間に合うというふうに私は思いますので、願わくばほかの銀行さんと同じように幾らか大きな着物を着せていただいて、二段制にしたいだきたいということをお願い申し上げたいということ、それから、信用金庫は、いろいろ問題でも出たときには、全国信用金庫協会がかなり指導をしております。それから、全国信用金庫連合会、私はその方の会長もしておりますが、問題が出ますと、よその金融機関にお世話にならないし、またよその世話にならないで連合会が出ていって全部整理をする、そのかわり悪いことをしたようなことがあればその人には退任をしてもらって、連合会からどんな人を送ってその金庫を健全なものにしていくというふうな制度になっておりますから、私は、いま申し上げたような二段制にしていただくことが現在の幾らか成長した信用金庫として、連合会も資金量が三兆八千億持つておりますし、信用金庫も三十四兆円の預金を持つておりますから、それで自主的に一生懸命守つていけるのじゃないかと、こういうふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

○堀委員 終わります。

○綿貫委員長 渡部一郎君。

○渡部(一)委員 御苦労までございます。最初に労働問題について一つお尋ねしたいと存じます。

労働につきましても、二十八年の法制定以来実質的な改正は行われておりませんが、今回おおむね信用組合並みの業務ができるように改正されたということになっておると承知いたしておりますが、労働につきましても、これを機会に業務体制の整備と経営効率化を一層努力することが期待されておられると思いますが、その辺はどういうふうに受けとめておられるか、これが一つ目です。

また、この際、かねて五十一年から大蔵、労働両省と労働金庫側の三者で協議の場を持たれまし

て、五十三年四月に集約がなされた。それによりますと「当面は、労働金庫の健全な発展を確保する見地から」労働金庫制度上の問題点の改善について、大蔵、労働両省はその方法等必要な点につきさらに関係方面と相談しつつ可能な限り早期に実現されるよう努力する一方、労働金庫は業務運営の整備・改善を含め経営体質の強化を図る」と集約がなされておりました。そのために五十三年五月に必要な定款、業務方法書例の改正、経営基盤の強化のための統一経理基準の制定等について行政上の措置がとられてきた。今回の改正もその流れの一環と私もは理解しておるわけでございますが、この労働金庫の全国的な集約についてどういうお考えか、今後の御方針というふうなものをこの際、かつ、問題点等があればこの際率直に伺いたいと存じます。

○今井参考人 いまお読みになりましたことは、そのとおりであります。むしろ、私のような人間の目から見れば、そんなにまで忠実に自己資本の充実に献身しなくてもいいんじゃないかというくらいにまで各単金はまじめにやっています。私はふまじめというわけでもないですけれども、自己資本、これは大口貸し付けにすぐリンクします

が、われわれ、借金と同じように出資なんです。銀行の方は株式です。株式というやつは転売ができます。しかもだんだん値上がりします。出資というのは、これは解散でもない限り分配できませんから、結局最大限が原価で、払込金で脱退するということになりますね。したがって、増資の関係というものは非常にむずかしいのであります。これは株式と出資金との違いでありますけれども、その違いを見ないで一本のルールでかぶせられておられます。したがって、無理もかかってくるのですが、しかし、無理を承知でとにかく自己資本を一生懸命やろう、こういう空気がなっております。そういう無理があるのだから、そこまで大蔵省の言うとおりにならぬでもいいのじゃないかというふうな、むしろ私はブレーキをかける方のあれであります。したがって、今

度の改正の機会に皆さん各全国の単金はここで本格的に、たとえば従来は年金というのはいちの専売であつていいような商売が為替ができないために実は扱えなかった、ほかの金融機関でやられておつたところだからでもわれわれの分野が広がるということから、少し時期は遅いのでありますけれども、一生懸命やろうという空気がなっております。

それから、先ほどお話がありましたけれども、うちの大口貸し付けでも何でも非常勤が全部入つておる全体の理事会の承認がなければやれませんから、そこでチェックされるのであります。また金は金利を動かす場合にも、県下全体の組合の代表、これは理事ではありません、そういう諸君の御理解を得なければやれないということから、これが経営上ちょっと隘路になっていきますけれども、意見に従つていまの公定歩合の引き下げに應ずる処置をやっております。したがって、経営がここからしばらくちよつと一、二年つらい段階に入るのではありませんけれども、そのつらい段階はそれで回避していこう、こういうふうな空気がなっております。

○渡部(一)委員 ありがとうございます。

次は、長期信用銀行さんの方に一言承りたいのでございますが、私は国会に参りまして外務委員を少し長くいたしておりました、国際競争場裏におけるわが国関係銀行の信用供与あるいは国際業務の拡充について、従来から欠陥をひどく感じてきた一人であります。

その中でほんの一点、二点承りたいのでありますが、このたびの長信法改正につきまして、銀行法との共通事項で大口融資規制というものがうたわれているわけでありまして、これは長期信用銀行だけではなく、各銀行に対して大口融資規制というものがかぶせられておりますと、たとえば最近の後進国に対する融資は非常に巨額なものがあつて、一つずつのプロジェクトをちぎって発注する場合には何でもないでありますけれども、一

いうプロジェクトがあるからお金を出してくれと各国に呼びかけた場合に、日本側の銀行はいずれも大口融資規制にひつかつてしまつてできないという可能性が非常に高い。私の知っているケースでは、ある鉱山に対する融資というものが日本側の銀行は七十位前後に顔を出す。銀行シンジケートをつくつて応戦されているのでありますけれども、シンジケートをつくる余裕がない。そういうふうになりますと、大口融資規制というものが逆にマイナスになってきて、わが国の銀行の国際化ということにマイナスブレーキをかける可能性があるのでないか。こういう問題については、一番練達である長期信用銀行さんに、えらい方の一週お目にかかつて何うと大変おもしろいことが出るのじゃないかと思つて期待して待つておたわけでありまして、きょうはからずもないチャンスを得ましたので、むしろこれは政府の方に聞かなければいけないことではございますが、現場を扱つていらっしゃるお立場として、一体この辺はどうなんだらうか、これで差し支えないんだらうか。ひどい国になりますと、GNPの何倍という貸し付けを一気に要求したりいたしますから、そういう意味では大変な問題を含んでくる。外国におきましても、大口融資規制というのは、各銀行に対してその国家ごとに一応の規制を加えたりいたしている制度はありますけれども、欧米関係の銀行は大体それを穴抜けをする諸制度を持ち合わせている。たとえばCDを使ってそれを抜けるとか、あるいは他行に貸し付けてその貸し付けた他行から出すことによつて抜けるとか、ひどい場合には東ヨーロッパ系の銀行に一遍貸し付けてそれをクッションにしてもう一回やる、クッション金融とでも言つた方がいふような、そういうさまざまなテクニクを使つてやっているわけでありまして、そうすると、大口融資規制というのはいく何なのか、私はそこにも戸惑いを感じてゐるわけでありまして、わが国だけがカワイイちゃんにしていてもう新しい国際市場で役に立たないのではないだらうか。そういうものに対して、長年

にわたってこうした問題を御担当なさっている御  
行とされましては、大蔵省に対してもそろそろは  
つきり物を言われるときが来ているのではないだ  
ろうか。そういうことをいろいろ詳しく聞いてみ  
たいのですが、きょうは最初でございますから、  
まとめてお願いしたいと存じます。

○吉村参事 御存じのように私どもの銀行は、  
国際業務と申しますと資本取引が中心でござい  
まして、為替の売買、そういうものは副次的にや  
っておりますが、おっしゃいますようにその  
問題はあります。一応現在に至る  
までは国際金融につきましては一口で大きな金額  
というのとは出てきておりません。と申しますの  
は、一応幹事として引き受けまされども、それ  
はシンジケーションでそれぞれ金融機関に散らば  
してまいるわけでございます。

【委員長退席 大原(一)委員長代理着席】  
でございますから、リスク分散というものもござ  
いますし、そういう形でいっておりますから、い  
ままで大口融資規制にかかるような国際融資はこ  
ざいせん。

○渡部(一)委員 ただいまの答弁はきわめて巧み  
に御答弁になったわけでございますが、それは大  
口融資規制にひっかからないように細工が行われ  
たからひっかからなかっただけの話であって、ま  
すますそういうリスクを分散するんじゃないかと  
ひっかからないようにするための分散の作業の量と  
いうのが刻一刻とあつていく。私は、その意味では  
こうした問題について大口融資規制という単純な  
ルールだけではできないのじゃないかと心配をい  
たしておるわけでありまして、これは差し向かいで  
ひとつ篤とお話をせぬと余り白状していただけない  
ようですから、本日は一にらみするところで終  
わりにしておきますが、これは今後の御検討の課  
題に十分なり得るテーマだろうと私は思います。

もう一つ私困つてしまつておりますのは、最近  
の東ヨーロッパ諸国が非常に大きな借金を抱えて  
いることであります。東南アジア諸国もすごいマ  
イナスをかぶつていたといつて指摘された時代が

ございますが、最近におきましては南の国々がい  
ずれも非常にたくさんのお金を借り込んでしまつ  
ておる。そこへもつてきて、東ヨーロッパに對し  
て西ヨーロッパから主として行われる金融とい  
うものが非常に膨大なものになってきている。そこ  
のところに、日本はいまおくれればせながらここへ  
お金を貸し出すように求められている、そういう  
状況になりかかつておる。結局オイルショックに  
おけるオイルダラーの偏在というものを對して、  
そのオイルダラーの偏在を是正するために、わが  
國に對して、オイルダラー諸國に對するよりも日  
本を經由してそのオイルダラーを取り入れてそう  
いうところに投げ込もうというところが国際的な  
一つの流れになつていっているわけでありま  
す。そうすると、こういう倒産しかかつてい  
る、まあ倒産しかかつていふと東ヨーロッパ諸  
國に大変失礼なので撤回いたしますけれども、こ  
ういう信用が減りつつある國々に對してどうい  
う形でこの債權保証を行つていくか。長期信用銀行  
さんは日本の各銀行を率いて、ある意味では幹事  
的な立場をとりつつこういう問題に對應されなけ  
ればならぬと思つておる。その点、どういふ含みを持  
つて今後対応されていくのか、その辺、きょうは  
見出しのところだけ承ります。

○吉村参事 いまおっしゃいましたように世界  
の政治情勢、経済情勢が非常に混沌としておりま  
して、いわゆるカントリーリスクという問題が非  
常に大事な問題になってきておりまして、国際業  
務をやる場合にその情報を入れるということが  
一つの大きな問題になつていっているわけであり  
ます。まあ非産油発展途上國の累積債務が問題になつ  
てきておりますが、これは結局結果になりますから  
危険の分散を考えるしか方法がないのでございま  
すね。それで、そのカントリーリスクを一応各國  
別に項目を設け採点した上でランクをつけたりし  
てやつておられますけれども、そういうふうな國際  
業務につきましてはこうしたカントリーリスクも  
ございまして、それからまたプロジェクトに對す  
るリスクもございまして、それから資金調達を多

様化する、いろいろな方法でリスクは下げなくて  
はなりません。が、アベラビリティリスクとい  
うか、調達面でもリスクがあるわけで、こういう  
リスクをやはりできるだけのいろいろな方法で回避  
し、そういう危険の分散を図っていくという形で  
やつていふ次第でございまして。

○渡部(一)委員 これもまた非常に慎重をきわめ  
た御答弁でございます。というのは、それはい  
まやつておられることを御説明になつたのですか  
ら、必ずしも間違つておる答弁とは私は思ひませ  
んけれども、しやうがなくなつていふというの  
確かにそうなんであつて、國連でもうまうまいかな  
ければIMFでもうまうまいかない、多國間条約で  
もうまうまいかない大問題でありますから、これに  
は知恵を發揮しないと、わが國のようなある意味  
で急速に成金になつた國家といふものは大しくじ  
りをする可能性がある。戦争も平和も外交も經濟  
もいまや一緒くたに使われて、こうしたものの債  
權、債務といふのがあるときには棒引きにしてみ  
たり、あるときは押しつけたたりしながら國際的な  
取引といふのが行われているわけでございまして  
で、この辺は今後ももう少し御研究をいただきまし  
て、別の委員会の際にしかとまたお尋ねをしたい  
と私は思つておりますので、またいろいろと御見  
識を御披露いただきたいとお願いをしておわけ  
でございます。

これは政府としても必要なのですけれども、大  
蔵省が必要だといつても、實際にはお金を貸す方  
が研究しなければ、とてもアイデアなんか出てく  
るものではないので、お役人といふのは、大体何  
件かがしくじつた後からお取り刀で出てきて、  
そんなことをしてはいかぬというのが普通のやり  
方なんです。實際の御商売の先頭に立つ部局  
を持たれていふところとしては御研究をいただい  
た方がいふのではないかと私は思つております。  
次に申し上げますが、今度は相互銀行さんにお  
尋ねをしたいと思ひます。  
実は、私は先ほどの同僚議員の御質疑を承つて  
おりますも、相互銀行さんを代表されて長

谷川さんは勇戦力闘されておられて、お気の毒な  
お立場でございまして、見るにたえない感じがす  
るわけでありまして、中でも札つきの銀行を何行も  
擁しておられまして、その札つき銀行をお互いに  
助け合うために何百億のお金を用立てるよう、政  
府から言われたのか同業者で決めたのか長期信用  
銀行さんが言い出されたのか知りませんけれど  
も、何百億もどどんと融資していく。そして、採  
算勘定がますます悪くなる。そして、そのための  
のを全部抱えながら、相互銀行の相互の字をとろ  
うと思つて奮戦力闘され、最後はだまし討ちに遭  
つたようにして相互の字は失ひ金はなくなる、そ  
してこんなところへ出てきて怒られる、これでは  
間尺に合わないかと私は御同情しているわけで  
ございまして。現在これは明らかに行政上のある種  
の落ちがあると思つておるわけでござい  
ますが、各種の金融機関の中で經濟構造の變化の影  
響を一番たくさん受けてしまつた。そして、役職  
員一人当たりの經常利益といふものも拝見して  
みますと、恐るべき数字になつておりまして、そん  
なことを言つては何でございまして、規模がもう  
少し小さいと思つてきた信用金庫や信用組合よ  
りも低い。經常利益の一人当たりを拝見します  
と、相互銀行が一人当たり百三十二万、信用金庫  
が二百十五万、信用組合が百六十七万、相互銀行  
の一人当たりの資金量が一億八千万円なのに対し  
て、一年かかつて百六十二万しかもうからないの  
ですから、言つてみれば一割弱、一割をはるかに  
下回る状況で御商売をやつておられる。こんなこ  
となら、店を全部畳んでしまつて、どこかの銀行  
に預けて昼寝でもしていただ方が得たという不逞  
の議論をなし遂げることすら可能だと私は思ひま  
す。

この状況を突破するためには、相互銀行法の存  
在も含めまして、これはもう全面的に議論をし直  
した方がいふのじゃないか。この業界はつぶされ  
ていく業界になりつつあると私は思ひます。この  
方向が続くなら、恐らく半分は銀行に半分は信用  
金庫にばらばらに分解され、そしてつぶされるの

ではないかと私は思います。というのは、今回の利ざやの縮小傾向というのは明らかに定着しておりますし、預貸金利ざやが逆転するということはもう明らかに懸念されているわけでございます。中でも、私はこれはあした銀行局にしかと伺っておきますが、今度の金融制度調査会の答申の中で「相互銀行の持つ相対的な困難を緩和し、もつて経営体質の安定強化に資するような取扱い——例えば資金吸収面、店舗行政面等——についても考えられてよいであろう。」と堂々と書いてありますが、店舗行政面で先般通達が発せられ、相互銀行としてはいわゆる体質強化店舗ということで特別の配慮がなされたことにはなっているけれども、ほんのちよびりである。しかも、現在相互銀行の固有業務である相互掛金の純資金量の中に占める割合というのは一割を切っておられる。相互掛金について業界内でもいろいろ見直し気分が生じておられる。新種掛金について何とか考えなければならぬという段階でおありになる。

そこで、新種掛金についてどういうふうにお考えでおられるのか、また自分たちがいま業態の制約をはねのけて、どういうことをやってもええれば制度的にもうちょっと仕事ができるのか、また魅力のある商品をつくるためにはどうしたらいいとお考えなのか、魅力のある相互銀行に切りかえるにはどうしたらいいとお思いなのか、また相互銀行というものの制度それ自体に対してまで最終的には意見をお持ちでしようけれども、率直な御意見を今後の討論に資するためお尋ねをしたい。ゆっくりにしゃべっていただいて結構ですから、どうぞやってください。私の持ち時間をあと全部提供しますから、どうぞお話しください。

○長谷川参考人 たいだいま渡部先生の御指摘のございましたとおり、相互銀行協会は非常に苦境に立たされております。信用金庫さんと比べまして、一人当たりの経常利益が低い。これにもわけがあるわけでございますし、相互銀行は株式会社組織でございますし、信用金庫さんは協同組合組織でございますので、税制の面で非常な違いがあるわけでございます。私たちは、税制の面で不利だから協同組合に変わろうかというふうなことは毛頭考えておりません。しかし、先生のいまおっしゃったように、一体相互銀行はこれからどのようにしていくのか、将来のビジョンはどうかという御質問でございますが、一言で申しますと、制度的に相互銀行は片手落ちでございます。と申しますのは、御承知のように二六六に相互銀行法が発足をいたしましたので、そして現在問題になっておる大口融資でございますが、二六六から自己資本の二〇％という枠がはめられて、今日まで三十年間やってまいったわけでございますが、これは中小企業金融機関として当然守るべき枠でございますし、決してこの枠をはみ出そうというふうな考えは持っておりません。また、今度の大口規制で商手ののけるとか質手ののけるとか、またそういうふうなものをのけて大口規制をするというのじゃなしに、私たちはそういうものをひっくりかえして自己資本の二〇％という枠内で現在やってまいったわけでございますが、運用の方で制度上の制約を受けながら、資金を調達する方では何のメリットもない。運用で制約を受けて調達にメリットがないというのが、相互銀行の現在の悲劇を招いた大きな原因じゃないかと思っております。

調達の面について、先ほど先生のおっしゃった相互掛金契約を見直すという話でございますが、相互掛金契約というのはこれはもう先生、墓の中に入った死に体でございます。いまさらこれに息を吹き返せというのは、生き返せと言う方が無理じゃないかと思っております。それより新しい商品を考えていただくという方がかえって近道じゃないかと思っております。一例でございますが、譲渡性定期預金、これは都銀さんには向くかと思っております。最低の金額が五億円でございまして、中小企業の私たちが取引先では、一口五億円というような預金は一件もございせんし、これからは希望する、実現もないわけでございますので、譲渡性預金の最低金額をせめてアメリカの十万ドル、いわゆる二千万円程度に引き下げていただく。渡部先生は外国

の事情に非常に詳しくございまして、アメリカのMMC、それに似たような預金を私たち中小企業に実施できるようにぜひ御努力をいただきたい。それを突破口にして相互銀行がこれからの新生面を開いていきたい、こういうふうな考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部(一)委員 時間がなくなりましたので、これにとどめさせていただきますが、こうした諸問題につきましても今後とも業界の中で——お役所の方で、いま新種の預金についても研究をさせていただきたいと長谷川さんは申されましたが、私はここで見ていて妙に思いますのは、業界の方で先考えるべきなんではないでしょうか、大蔵省の銀行局は、おたくに対してこういうやり方で商品をやりたいとおっしゃって、おたくの方でアイデアを出すことが許されていないのかどうか、そこをどこだけちょっと言い回しの上で気になりましたから、最後にお尋ねしておきます。

○長谷川参考人 たいだいま先生のお話でございますが、大蔵省の方から相談はございました。しかし、私の考えております相互掛金契約のビジョンとは大分距離がございまして、私、賛成をいたしませんでした。相互銀行そのものについてはこれからは発展する可能性がない、こういうふうに断定いたしております。時代が違いました、社会のニーズに合わなかったから相互掛金が衰微したわけでございます。それをまた無理に生かしてこようということは、どこかに人為的な無理が生じるのじゃないか、こういうふうな考えております。

○渡部(一)委員 ありがとうございます。玉置一弥君。

○玉置委員 参考人の皆さんには大変長時間にわたりました御苦勞さでございます。いつも私のところになりますと、ちょっと疲れが出てくるのではないかとという心配も出ているわけでございまして、今回の銀行法の改正によりまして、特に午後御出席をいただいている皆さんの方の分野の要望というものが、かなり織り込まれているように聞いて

おりますし、また私自身もそのように思っておりますわけでございます。今回特に、公共性として社会的責任、その中に自主性を見出していき、そういう範囲の中でこれまで以上に努力をいただくという感じで、そのための手だてとして員外貸し付けでありますとか、いろいろなことが制度として今度取り入れられたという様子でございますけれども、公共性として健全性、場合によっては相反するものであるというふうにも思っています。そこで公共性というものをそれぞれの立場からどのようにお考えになって、方針として持っておられるか、実際の運営に当たって考えておられるか、その辺をごく手短かに一言ずつお願いをいたしたいと思

は、今井参考人からお願いたします。

○今井参考人 私どもは完全な会員組織による金融機関でございますので、会員の要望、批判というところを中心にして考えられ、これイコール公共性である。もちろん会員がとんでもないことを言出す場合がないとは言えませんが、そういう場合は別として、原則は、それでいけば公共性になる。特に消費金融、生活金融、勤労者に対する生活金融としてはわれわれはこれに自負のもとに、この会員の要望を中心に、批判を中心にして運営するというのがイコールである、こういう立場であります。

○吉村参考人 先ほど沢田先生のとくに申し上げましたように、長期信用銀行に期待される業務あるいは分野というものを御説明申し上げましたが、結局、それを遂行することによって国民経済の健全性、ひいては国民生活の向上に資するといふような形に持っていく、こういうことじゃないかと思っております。

○長谷川参考人 私は中小企業専門金融機関としての相互銀行の公共性について、一言先生にお願いをしておきたいと申しますのは、日本経済を支えておる活力というものは中小企業のバイタリティーだ、こういうふうに信じております。その中小企業のバイタリティーをますます力強くしてい

く、これが相互銀行の公共性じゃないか。そのためには、良質、低利な資金を最適配分する、これに尽きるのじゃないか、中小企業が繁栄する、ひいては地域が繁栄する、これが相互銀行の公共性でございます。

○小原参考人 お答え申し上げます。

信用金庫といたしましては、中小企業の育成のための資金を心配するのが信用金庫の役割であるということ、一般国民大衆のための心配をするという、二つの面がございます。そういう面を、社会的に見ていかに信用金庫が貢献するかということを考えていかなければいけない、それを考えてそれを実行していくことが公共性かなうものじゃないか、こういうふうに思っております。

それからなお、信用金庫としましては、協同組織でございますので、株式会社組織の方々と違って、配当なんかは、剰余金が出ましても年八分以上の配当はしないということ、それから、いろいろと株式の何とかがあってよいに株式を与えるというふうなこともやりませんで、結局金利も、配当八分に抑えております関係上、そういう方々にいかに安易資金を提供するかというのがわれわれの公共的使命じゃないかというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○鈴木参考人 金融機関の公共性、いわゆる社会的責任とその使命というものは全く一元的のものであろうと解釈をいたしておるわけであります。が、そういう意味合いにおきましての私ども信用組合は、協同組合組織の金融機関でございますだけに、まず信用の維持を十分に守っていく、それから預金者の保護をこれは絶対的なものとして考えていく、さらにまた中小零細あるいは勤労者のための資金需要に円滑にこれを果たしていく、こういうことが公共性を認識する大きな基であらう、こう考えております。

○玉置委員 いま全般お伺いしましたところ、やはり公共性というものは、安易資金を全般に適正に配分をするということと、それぞれ各分野で、

長銀さんにおいては社会開発という面でかなりお力を入れておられる、その他については、中小企業専門機関ということから、大変な資金の、いわゆるコスト安というか、そういうことを考えておられるということでございますけれども、資金のコスト安ということはやはり経営体質をかなり改善させてうまく運営をしていかなければ、資金当たりのコストが厚目になってしまふということでございます。最近の金融情勢を見ますと、それに逆行しているような動きがあるというふうにも思いますが、また、大きなことは、店舗の集約化とかあるいは業務提携とか、いろんな方法をとられて、コストをできるだけ引き下げていくという一つの動きがありますけれども、長銀さんを除きまして、ほかはどこからかという中小専門機関ということで、いわゆる資金回収面でのリスクというものが大変あるように思えるわけですね。いままで、たとえば先ほどから問題になっております相互銀行さんでありますとか一部の信用金庫については、その地域性、あるいは先ほど三つに分類をされましたけれども、業界あるいは職域、そういう区分をされた場合に、人的なつながりから断り切れない融資もあるんじゃないか、そのように思うわけですね。われわれ一番心配するのは、金融情勢が悪化をした中で、体質的な面もございまして、やはり人との絡みというものは、金融機関として、特にある地域まで、あるいは職域というふうに限定をされますと、もし断った場合のその波及の効果が、それが大変大きいのではないかとこの心配もあるわけで、悪く言えば、利用されているという部分が断り切れず、ない、そういうことも大変心配をするわけです。それぞれの立場において、そのリスクをいかにカバーされているか、あるいはしているか、それについてそれぞれ代表で長谷川さんと小原さん、お二人にお願いしたいと思います。

○長谷川参考人 ただいまのお話でございますが、相互銀行は、現在では営業区域が地銀よりは広いんじゃないか、本店所在地の店舗よりも本店所在地以外の店舗がふえた同業者もあるわけでございます。いま先生のおっしゃる通りに、事が起こると非常に波及するところが大きいんじゃないか、こういう話でございますが、これについては十分関心を持って管理をいたしております。それと、現在の経営の苦境をどうして克服するかというお話でございますが、いままでは拡大の道を選んできたわけでございますが、現在はいかにして生き残るかという方の道を選択いたしております。生き残るための努力を積み重ねてまいります。それにはどうするか、現在私の考えておりますのは、何とか個人ローンに力を入れて、個人層に密着して、そして地域に密着した銀行になりたい、こういうふうな方向で業務を進めていきたいと思っております。非常にいままで個人ローンについて、怠けておったとは申しませんが、少し力を入れなかつたために、ほかの正規の金融機関でない金融機関がはびこってきたというふうな状況がございまして、これを防ぐために、私たちはこれから遅まきながら個人ローンに力を入れていきたいと存じておりますので、どうぞよろしく願います。

○小原参考人 お答え申し上げます。

私ども、信用金庫の仕事をして、先ほど申し上げました中小企業なり国民大衆に長い間金を貸してまいりました。金を貸しますときにどういう考え方でいくかといふと、ただ、金を貸して、それが間違いない利息をもらって元金なり利息が返るといふことだけで貸したのではどうかと思ひます。少なくとも、その金を借りにきた中小企業なり一般国民大衆のためになるかならないかといふことを考える必要があると思ひます。いかに担保をよけい出されても、その金を借りにきた人のためにならないというふうに判断したときには、少しその担保を辛くしてもなるべく御遠慮申し上げた方がよいと思ひます。けれども、その人に金を心配することが非常にその人のためになるというときには、担保を緩めてもかかぬ思い

切つて金を貸しても大丈夫だというふうに思っております。

長い間私も金を貸してまいりましたけれども、そう倒されずに今日に至つたということは、何でもやはり借りにきた人のためを考えて、ただその信用金庫の発展とか金利をよけいもらうとかいうことでなくして、その人を育てる、めんどろを見るということ、この人のためになる金かどうかということがポイントではないかというふうに考えて仕事をやっています次第でございます。

○玉置委員 それぞれの規模に合った特色といいますか、そういう面で見ますと、やはり信用金庫さんなりあるいは信用組合さんなり相互銀行さんなり、非常に密接なつき合いといいますか、密着してやっておられるように見えておりますし、また、それがいわゆる信用度という面で大変な調査にもなるというふうに思ひます。

ところが、現在銀行全般の融資の状況を見てみますと、担保貸しというか、要するに担保つきの貸し出し、それが大体三〇％から四〇％前後という状況、ところが逆に、小さくなるに従つてその担保の度合いが非常にふえてきているわけです。日ごろいろいろな状況を見てみますと、担保を目いっぱい使っている、特に流通産業なんかにつきましては資本の投下が非常に少ない、その割には運転資金が大きいという状況でございます。そういうところについては担保が店の分しかない、そういう状況の中で運転資金をある程度カバーしよう、あるいは店舗の拡大を図るときに十分な資金が活用できない。それはなぜかといふと、担保がないから融資をなかなか思ひ切つてやってくれないということになるわけです。リスクをカバーするということが相反することでございますけれども、やはり中小企業者の育成ということを考えた場合には、ある程度の信用度というものがあつた場合に、担保なしの貸し出し、いわゆる営業面での信用、そういう面で、全く銀行さんと同じことになるわけですが、預金者が銀行へ預金する、担保も何もしない紙一枚で

と云ふといふものが欠けているといふようなことを述べておられるように拝見しておりますけれども、相互銀行哲学といふようなものがどういふものなのかを含めまして、会長さんが今後の相互銀行の発展についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思ひます。

○長谷川参考人　いま御指摘がございましたように、相互銀行は今後地域に密着いたしまして中小企業金融に専念していく、これが基本姿勢でございます。

第一番に指摘がございました貸出先数に比べて貸出金額が大きいいじゃないかという御質問でございますが、金融制度調査会におきましても、相互銀行は中小企業の大の部を担当しろ、これが相互銀行の業務分野だ、こういうふうなお話もございました。またそれが事実じゃないか。と申しますのは、二十六年から高度成長を通じていままでの小企業が中企業になり、またその中企業が中堅企業に発展してまいりました。決して大きくなつた

企業を相手に取引を始めたわけではございません。三十年の取引の歴史の間で取引先が成長なされて自然に融資金額が大きくなったわけでございます。この点、御理解をいただきたいと思ひます。

○養輪委員 いまお答えいただいた分は前段の部分なんですけれども、県外店舗比率の問題などについてはどうにお考えでしょうか。

○長谷川参考人 ちょっといま先生、わかりにくかったのですが……

○養輪委員 県外店舗比率の問題。

○長谷川参考人 これはよその銀行についてはちょっと申し上げかねるわけでございますが、手前どもの非常に狭い経験だけで申しますと、四十六年に四国の銀行を合併いたしました。四国の銀行は県外でございます。県外の店を兵庫県に移してまいりました。兵庫県に店舗網を充実さすということに現在非常な力を入れております。今後この方向で進んでいきたい。また行政の方の指導もそうした本店所在地に対しては、店舗に対して特に御配慮をいただけるようでございます。先生のおっしゃるような店舗構成が実現する日が近いのじゃないかと信じております。

○養輪委員 長谷川参考人が述べられております相互銀行哲学というものを簡潔にお答えいただければと思ひます。

○長谷川参考人 相互銀行、現在非常にむずかしい境地でございます。御承知のように高コスト、高利回りあわせて高利息、三つの苦しみを背負うて三十年間やってきたわけでございます。やっ和高コストを脱却しつつある。これは資料をごらんになるとわかると思ひますが、地銀に比べて相互銀行の経費率の方が大きくござい思ひます。これは私どもの努力を買っていただきたいと思ひます。しかし、この努力も今後はもっと力を入れたい、先ほど申しました生き残る道をはっきりさすというわけにはいきかねる、努力の目標をここに置いております。

○養輪委員 先ほど中小企業の大部分に対する

融資というふうなことをお答えになりましたけれども、それにしてもやはり地域に密着するあるいはまた地場産業、地元の企業の発展というふうなことが求められていると思ひますし、特に資金の地元還元などというふうなことは強く求められているというふうに思ひますので、相互銀行の発展のためにもその点今後一層御努力をいただきたいというふうに思ひます。

次に、信用金庫の問題についてお尋ねしますけれども、東京都信用金庫協会が「都内信用金庫の会員制度の活性化の方向」ということでの研究成果を取りまとめられているわけですが、その中で、会員制度は信用金庫法の趣旨にのっとるもので、一つには中小企業への融資限定、二つ目に地域限定、三つ目に運営形態が協同組合的であるというようなことから会員制度の活性化ということを提言されているわけですが、そうした中で、融資限度の引き上げとか今回の業務範囲の拡大などによって同質化の方向にさらに一歩進んでいくと思ひわけですけれども、この会員制度の特性、また中小企業専門金融機関としての信用金庫の役割というところについてどのようにお考えなのか、御所見をお伺いしたいと思ひます。

○小原参考人 信用金庫は現在会員制度をとっておりますけれども、会員制度そのものが中小企業に信用金庫が定着していく道じゃないか、こういうふうな思っております。一口の出資金が仮に一万円とします。一万円の出資金を一口持ちますればその人は会員になります。会員になりますれば、その人がたとえそこで金を借りられなくとも信用金庫へ行って金を借りる相談に乗ってもらえるということになります。そういうふうなことから、小さい人たちが信用金庫の会員になることによつて利用ができる。また信用金庫としても、どつちかと言えば中零細企業なり国民大衆のための金融機関として、余り大口にシフトしないで仕事ができるんじゃないかというふうな考えておる次第でございます。

それからもう一つ、信用金庫の活性化ですね。

そこに雑誌が出ておりますけれども、これはいろいろと議論する人もありますけれども、私も、私も信用金庫としてはやはりどこまでもいままの会員組織でもってやっていきたい、こういうふうな思っておりますわけでございます。それから目的も、先ほど申し上げておりますような中小企業なり国民大衆のための金融機関であつて、決して上にシフトを合わせるといふことは——今度の法律改正で若干法人会員なんかの会員資格がふえますけれども、ふえましても決して上にシフトを合わせるといふふうな考え方でなくて、どこまでも底辺の人のための金融機関としてやってまいりたい、こういうふうな思っております。

○養輪委員 続いてお伺いしますけれども、上にシフトしないといふことを何度も強調されるわけですが、私どもは、融資限度の拡大と関連して、そういうことで上にシフトすると貸し出し大口化ということが心配されるわけですが、そして、その貸し出しが大口化していくことによりまして効率化の方向へ進んでいく。あわせて金融再編成の問題なども問題になりますけれども、しかし、その中でやはり中小企業金融の専門性ということを堅持していただかなければならないというふうな思ひます。そのために経営の安定ということにいろいろ工夫をされるというふうな思ひますけれども、特に日銀取引の拡大というふうなことを要望されているようですが、この点をも含めまして経営の安定ということでお考えの点をお聞かせいただきたいと思います。

○小原参考人 お答え申し上げます。日本銀行さんと現在取引のある信用金庫はかなりふえてまいりました。しかし、預金取引が多いのでございまして、日本銀行から手形を割つてもらうというふうな道は開かれておりますけれども、なかなか日本銀行はむずかしいところでございます。私どもの言うようにはなりません。手形の割引にしましても、貿易商社のようなものを通した手形は割り引いてもらえるのです。しかも、手形のサイトが九十日以下ということにな

っております。ところが、われわれ中小企業なり中零細企業は、手形の期日が九十日でなくして百二十日とか百五十日とかいう長期のものがかなりござい思ひます。ですから、今度私が日本銀行にお願いしておりますことは、いままの商業手形ばかりでなくして工業手形もやってももらいたい、それから手形の期日にしましてももう少し長く認めてもらいたいというふうなお願いしております。ところが、手形の期日についてはほんのわずかなやしてもらったのですけれども、いまだ工業手形についての割引をしてもらえないというのが現在の状況でございますので、これはぜひひとつまた皆さんから御心配願つて、信用金庫のためというよりも中零細企業のために御心配を願いたいということをお願い申し上げます。

○養輪委員 ありがとうございます。次に、信用組合の問題についてお伺いしたいと思ひます。信用金庫の関係でもお伺いしたわけですが、信用組合の方はこのたび員外貸し付けの拡大ということが行われるような方向になるわけですが、そういう中で、組合員制度との関係というのが大きな問題になるわけですが、協同組合組織というところでお考えの点をお伺いしたいと思ひます。

あわせて、貸出制限が拡大されると、特に零細企業への貸し出しが十分行われたいのではないかと、このことが非常に懸念されます。心配されますけれども、その点についてのお考えはどうかと、このことをお尋ねしたいと思ひます。

○鈴木参考人 法律が改正されますと、私どもの最高限度額がかなり引き上げをされるわけでございます。しかしながら、全く零細企業あるいは勤労者を見捨てるような内容ではございません。あくまでも資本勘定に対する二〇％というふうなもの、そのいずれか低い方というふうな限定されておりますので、先生の御心配のような弱者救済から離れるというふうなことはござい思ひません。

しかし、信用組合の将来という問題でございませうけれども、私は信用組合の将来というものはまことにたんだんとして今後とも大きな希望の中にあるという考え方を持っております。御承知のように信用組合の組織の特性は、相互扶助を根幹とするところの、しかも利益を追求せざる、法人にあらずしてあくまでも組合員のためにあるというようなことが原則でございしますので、申しますならば、信用協同組合でありさらにまた金融機関であるという二つの関係を巧みに、しかも平衡感覚を失わないように営業するところに非常にそのむずかしさがあるわけでございます。しかしながら、もともと信用組合の発生の原点と申しますならば、これはもう産業組合より発生し、さらに市街地信用組合、そこから信用組合がさらに発生して、今日信用組合は八兆数千億という膨大な規模を備えながら、中小零細企業とともに歩調を合わせて歩んでおられるという状況でございます。

さらにまた、行政は、信用組合は銀行ではない、あるいは信用金庫でもない、あくまでも信用組合人としてのその意識を高めると同時に十分に健全なる経営をする、そういう意味における資産の健全性を図れ、こういう厳しい御指導のもとに私も従っております。地域に密着して人とのかみ合わせを十分に大事にしながら今日さらにまた前進を続けてまいり、こういうふうな考えでございます。

幸いにいたしましてこのたびの制度改正におけるところの機能が十分に作用するならば、私どもは何も言うことはございせん。組合員に対して十分御奉仕がいたせるもの、こういう確信を持っております。

○養輪委員 中小企業といましてもいろいろあるわけですが、ことに零細企業となりますと、相互銀行でも信用金庫でも融資を受けられない、特にどうしても信用組合という場合において、ここの貸し出しが不十分となるという心配が絶対にないようにしなければならぬというところを特に指摘しておきたいというふうに思っています。

す。

あと、長期信用銀行と労働金庫については、おいでをいただきましたけれども、時間の関係でお尋ねすることができません。お許しいただきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○綿貫委員長 柿澤弘治君。

○柿澤委員 参考人の皆さんには長い間御苦勞さまでございませう。やっと最後になりましたので、もう一しばらくしんぼうをお願いいたします。

きょうは長期信用銀行の吉村頭取においでいただいておりますが、たしか去年の当大蔵委員会で参考人としての御意見陳述があった際にも、銀行法の中で債券発行限度額の引き上げが長期信用銀行にとつての今後の業務の運営上必要なことだというお話があったと思ひます。今回の銀行法改正が実現をいたしました、その点で長期信用銀行の業務の基盤が拡大をし、発展の可能性が出てくるわけですが、ただ資本金限度二十倍から三十倍に引き上げることでは、またどこかで行き詰まってしまう。増資をしないとかなかなか債券が増発できないということ、活動を縛るようになっては困るわけですが、その辺今後から見通しをどうお考えになつていらっしゃるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○吉村参考人 いろいろ御配慮にあずかりましてありがとうございます。大抵今後の資金需要あるいは公共債の引き受けとか公共部門への供給が今後の程度にまたあれていくかということもございませうけれども、おかげさまで大抵自給をしております。もちろんわれわれといふところでは自己資本の充実をさらに高めてまいりたいと思ひますけれども、おかげさまで何とかやっております。いろいろ御配慮をいただきました、今後ともよろしく願ひします。

○柿澤委員 銀行法改正は五十年に一度というふうなことでございませうけれども、五十年ぐらひはもうわけですか。大体自給してまいると思ひます。

○吉村参考人 五十年もつというところであれば大変結構なことだと思ひます。

相互銀行は、長谷川参考人先ほど名称変更のお話がありましたけれども、相互を取るのか。私は相互銀行はこれから中小企業に対する貸し出し、さらには地域の地方団体に対する融資、公金の取り扱い、さらに地域住民のための住宅ローンを初めとする消費者ローン、そういう意味で相互銀行でなくて地域総合銀行になつていただきたいというふうに思つておられるのか、その点で地方公共団体の公金の取り扱い等について現在一応満足をしておられるのか、それともいろいろな意味でもっと拡大の余地があるのか、その辺をお伺ひをいたしたいと思ひます。

○長谷川参考人 ただいまの御質問でございませうが、私も地方公共団体との取引については全力を挙げて開拓に努めておるわけでございますが、何分とも壁が厚いございまして、なかなか壁を抜け切らない。

それともう一つは名称の問題でございませうが、これは銀行側が希望しておられるのはございませう。取引先が先ほど申しましたように中小企業の大部、だんだん大きく成長してまいりまして、相互の二字が邪魔になる。だから取引がしにくくから取つてくれないうか、これは取引先の要望でございませうので、先生この点非常に世の中では誤解をせられておまして、相互銀行が自分で相互の二字を取つてほしいというふうにとられておりますが、これは取引先の要望で、私たちが代弁しておるわけでございますので、どうぞこの点も御理解いただきたい、どうぞよろしく願ひします。

○柿澤委員 わかりました。ただ、相互銀行、SOGOで、SOGOのOだけに棒がついているのでございませうけれども、GOのOの方も棒をつけて、総合銀行だ。これは一般銀行よりずっと上なんです、こういうことで自負を持ってお取引先に臨んでいただければ、それも一つの方法じゃないかというふうに思ひます。

うに思ひます。

全国信用金庫協会の会長さんでいらつしやいます小原参考人にお伺ひいたしますが、先週の質疑の中でも、外国為替の取引について今回の法律改正で信用金庫にも認められることになりましたが、ただ、自動的に認められるわけではなくて、外為法上も十分な習熟をした要員を抱え、しかも体制が整つていなければこれを認可してはならないという規定があるということが国際金融局の方からも説明がありました。そこで私の方はいままでお話を聞いていた限りでは、そういう要員も養成をし、体制も目下整いつつある信用金庫がかなり出てきている。それから相互銀行さんについてはすでに認可を受けているわけですが、その相互銀行の取扱高を上回る外国為替の取扱高を持つておる信用金庫もすでに現存をする以上、その辺はできるだけ早急に、中小企業がだんだん海外に対する取引がふえてくる事態で、これは一刻も早い方が望ましいというところを申し上げたわけですが、小原参考人のその点についての御意見、業界の中でもうすでに十分体制が整つていらっしゃるかどうか、御判断をお伺ひしたいと思ひます。

○小原参考人 お答え申し上げます。

信用金庫業界で外国為替はいままでずいぶんやっておりますけれども、今度外国為替をやつてからはじめてからすでに一年以上たちます。その間外国為替をやつていただくようになつても、やはり仕事にむずかしい仕事ですから、トレーニングしなければならぬということで、先進の銀行さんに行つてけいこをするとか、それからまた全国信用金庫協会でも全国の信用金庫の職員を集めて長い間訓練してまいりました。それで現在信用金庫が代理でもって外国為替をやっております、お願いしておりますけれども、その額もすでに昨年は二万件以上の件数を数えるというふうになりましたし、金額もかなりの金額に達しました。それで信用金庫としても四百六十ございませう

けれども、いろいろございますが、百三十一の信用金庫はもう一生懸命勉強しておりますで、いつこの外国為替が認可されましたも仕事に事欠かないように一生懸命勉強しておるといのが現状でございます。

○柿澤委員 取引先の中小企業の利便のためにも、ぜひその点を行政当局にも理解をしてもらって、できるだけ早く外為取り扱いができるように私ども希望したいと思います。

鈴木参考人、今井参考人にも御質問したい事項がございましたけれども、もうすでに時間を超過しておりますので、省略をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○綿貫委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用中のところ御出席の上、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

次回は、明十三日水曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時六分散会

昭和五十六年五月十八日印刷

昭和五十六年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C